個 別 災 害 編

第５　震災対策

●被害想定

■ ５－１－１　山口県の活断層図

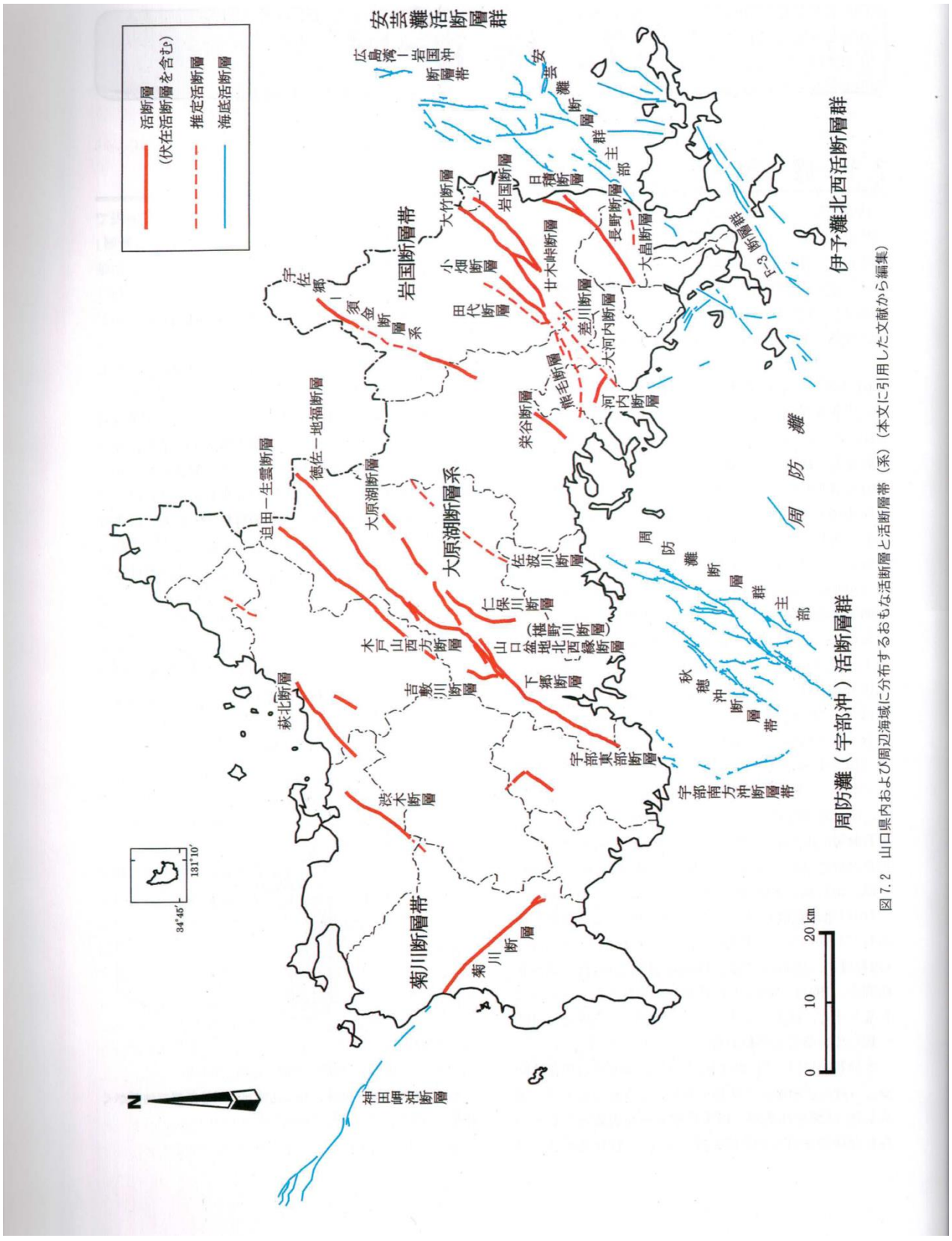

図 7.2　山口県内および周辺海域に分布するおもな活断層と活断層帯（系）（本文に引用した文献から編集）

■ ５－１－２　発災季節と発災時刻の想定

地震の発生する季節と時刻によって被害は大きく異なり、その様相は県民の生活行動を顕著に反映する。そこで、それぞれの季節と時刻において被害が甚大となる次の３ケースを想定した。

想定するシーンは、対策検討ワーキンググループが南海トラフ巨大地震で設定している発災季節と発災時刻とする。なお、風速については、火災による建物被害や人的被害等は風速により異なるため、兵庫県南部地震発生時と同じ条件の風速３m/s、関東地震発生時と同じ条件の風速15m/sの２ケースについて被害想定を行った。

ケース	発災季節・時刻［風速］	特　　徴	対象人口
①	冬の深夜 風速３m/s 風速15m/s	• 阪神・淡路大震災と同じ時間帯で、多くの人が自宅で就寝中。 • 建物倒壊、屋内収容物転倒等自宅での被災による人的被害が最大となるケース。 • また、津波からの避難が遅れることにもなる。	夜間人口
②	夏の昼12時 風速３m/s 風速15m/s	• オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 • 海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。 • 木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は①と比較して少ない。	昼間人口
③	冬の夕方18時 風速３m/s 風速15m/s	• 住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 • オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 • 鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。	(0.6×昼間人口) ＋ (0.4×夜間人口)

1 冬の昼12時、風速15m/s

(1)　基礎データ

想定地震		基礎データ					地震動							土砂災害		
		人口（人）		建物棟数（棟）			最大震度	震度別面積率（%）						危険度ランクAの箇所数（箇所）		
		昼間人口	夜間人口	木造	非木造	合計		7	6強	6弱	5強	5弱	4以下	急傾斜地崩壊	地すべり	山腹崩壊
①	南海トラフ巨大地震	114,573	116,611	34,396	22,952	57,348	5強	0.0	0.0	0.0	4.2	48.6	47.3	3	0	0
②	佐波川断層地震	115,316	116,733	43,747	19,421	63,168	6強	0.0	67.9	31.6	0.5	0.0	0.0	197	6	29
③	周防灘断層帯主部の地震	115,316	116,733	43,747	19,421	63,168	6強	0.0	28.7	71.3	0.0	0.0	0.0	145	6	29
④	安芸灘～伊予灘の地震	115,316	116,733	43,747	19,421	63,168	5弱	0.0	0.0	0.0	0.0	67.4	32.6	0	0	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

1 冬の昼12時、風速15m/s

(2)　建物被害

想定地震		建物被害												
		全壊棟数（棟）					半壊棟数（棟）					火災による建物被害		
		原因別				合計	原因別				合計	出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）
		揺れ	液状化	土砂災害	津波		揺れ	液状化	土砂災害	津波				
①	南海トラフ巨大地震	0	10	0	209	219	3	52	0	1,470	1,525	0	0	0
②	佐波川断層地震	5,192	423	164	0	5,779	13,495	628	257	0	14,380	10	10	1,282
③	周防灘断層帯主部の地震	3,870	408	138	0	4,416	11,443	606	227	0	12,276	8	8	923
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

1　冬の昼12時、風速15m/s
(3)　人的被害

想定地震		人的被害																			
		死者（人）							負傷者（人）						重傷者（人）　[負傷者の内数]						自力脱出困難者（人）
		原因別							原因別						原因別						
		建物倒壊、屋内収容物移動・転倒		土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒		土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒		土砂災害	火災	津波	その他	合計	
①	南海トラフ巨大地震	0	(0)	0	0	1	0	1	0	(0)	0	0	13	0	14	0	(0)	0	0	5	0	5	0
②	佐波川断層地震	258	(6)	11	22	0	0	291	2,313	(102)	14	84		13	2,424	258	(22)	7	24		5	294	978
③	周防灘断層帯主部の地震	192	(5)	9	4	0	0	205	1,857	(77)	11	48		12	1,929	193	(16)	6	14		4	216	729
④	安芸灘～伊予灘の地震	1	(1)	0	0	0	0	1	14	(14)	0	0		0	15	3	(3)	0	0		0	3	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※（　）内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。
※その他とは，ブロック塀等の倒壊，自動販売機の転倒，屋外落下物を原因とする人的被害合計を示す。

1 冬の昼12時、風速15m/s
(4)　ライフライン

想定地震		ライフライン					交通			生活支障				その他施設等							経済被害		
		上水道	下水道	電力	通信	ガス	緊急輸送道路	道路	港湾	1日後			帰宅困難者（人）	重要施設(使用性×)（箇所）			ため池(危険度ランクA)		災害廃棄物発生量（万トン）	孤立集落（世帯）	直接被害（億円）	間接被害（億円）	合計（億円）
		断水人口（人）	機能支障人口（人）	停電軒数（軒）	不通回線数（回線）	供給停止（戸数）	被害箇所（箇所）	被害箇所（箇所）	被害度がかなり高い（岸壁）	避難所生活者（万人）	食糧需要（万食）	仮設トイレ需要（基）		災害対策拠点	避難拠点	医療拠点	箇所数（箇所）	影響人口（人）					
①	南海トラフ巨大地震	125	634	655	479	0	1	31	1	0.6	2.3	70	4,308	0	0	0	0	0	60	0	682	データなし	
②	佐波川断層地震	104,824	23,388	37,292	1,147	18,473	7	246	12	3.4	9.5	339	8,101	13	111	0	22	7,674	192	24			
③	周防灘断層帯主部の地震	102,464	20,258	46,888	854	0	5	114	12	3.2	8.8	316	8,101	14	101	0	10	4,336	155	24			
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	9,118	346	0	0	1	0	0	0.0	0.0	0	8,101	0	0	0	0	0	0	0	2,151	1,968	4,119

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※帰宅困難者は昼間を対象にしているため，表タイトルの発災時刻と異なる。
※重要施設被害の合計欄は、（）内の山口県が管理する施設数を含む。但し、①の南海トラフ巨大地震は、重要施設は県管理施設を除く。
※災害廃棄物発生量は津波堆積物発生量に幅があるため、最大値を採用した結果を示す。

2 冬の早朝5時、風速3m/s　　①は、冬の深夜、風速3m/s

想定地震		建物被害			人的被害																					
		火災による建物被害			死者（人）						負傷者（人）						重傷者（人）　［負傷者の内数］						自力脱出困難者（人）	災害時要援護者（人）
					原因別						原因別						原因別							
		出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計		
①	南海トラフ巨大地震	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)	0	0	6	0	6	0 (0)	0	0	2	0	2	0	データなし
②	佐波川断層地震	6	2	117	327 (7)	12	1	0	0	339	2,806 (116)	15	8		0	2,829	315 (25)	7	2		0	325	1,192	104
③	周防灘断層帯主部の地震	4	1	62	243 (5)	10	1	0	0	254	2,255 (88)	12	5		0	2,272	235 (19)	6	1		0	242	888	77
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	1	16 (16)	0	0		0	16	4 (4)	0	0		0	4	0	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※（　）内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。
※その他とは，ブロック塀等の倒壊，自動販売機の転倒，屋外落下物を原因とする人的被害合計を示す。

3 冬の昼12時、風速3m/s

想定地震		建物被害			人的被害																			
		火災による建物被害			死者（人）						負傷者（人）						重傷者（人）　［負傷者の内数］						自力脱出困難者（人）
					原因別						原因別						原因別						
		出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	
①	南海トラフ巨大地震	0	0	0	0 (0)	0	0	1	0	1	0 (0)	0	0	13	0	14	0 (0)	0	0	5	0	5	0
②	佐波川断層	10	6	267	258 (6)	11	2	0	0	271	2,313 (102)	14	15		13	2,355	258 (22)	7	4		5	274	978
③	周防灘断層帯主部の地震	8	4	183	192 (5)	9	1	0	0	202	1,857 (77)	11	11		12	1,891	193 (16)	6	3		4	206	729
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	1	14 (14)	0	0		0	15	3 (3)	0	0		0	3	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※（　）内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。
※その他とは，ブロック塀等の倒壊，自動販売機の転倒，屋外落下物を原因とする人的被害合計を示す。

4 冬の夕方18時、風速3m/s

想定地震		建物被害			人的被害																			
		火災による建物被害			死者（人）						負傷者（人）						重傷者（人）　［負傷者の内数］						自力脱出困難者（人）
					原因別						原因別						原因別						
		出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	
①	南海トラフ巨大地震	0	0	0	0 (0)	0	0	0	0	0	0 (0)	0	0	10	2	12	0 (0)	0	0	4	1	4	0
②	佐波川断層地震	9	5	208	269 (6)	10	1	0	1	281	2,353 (97)	13	12		27	2,405	263 (21)	7	3		10	283	998
③	周防灘断層帯主部の地震	7	3	163	200 (4)	9	1	0	1	210	1,890 (73)	11	9		24	1,934	196 (15)	6	3		9	213	743
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	1 (1)	0	0	0	0	1	14 (14)	0	0		1	14	3 (3)	0	0		0	3	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※（　）内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。
※その他とは，ブロック塀等の倒壊，自動販売機の転倒，屋外落下物を原因とする人的被害合計を示す。

5 冬の早朝5時、風速15m/s　　①は、冬の深夜、風速15m/s

想定地震		建物被害			人的被害																				
		火災による建物被害			死者（人）						負傷者（人）						重傷者（人）　［負傷者の内数］						自力脱出困難者（人）	災害時要援護者（人）
					原因別						原因別						原因別							
		出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計		
①	南海トラフ巨大地震	0	0	0	0　(0)	0	0	0	0	0	0　(0)	0	0	6	0	6	0　(0)	0	0	2	0	2	0	データなし
②	佐波川断層地震	6	6	698	327　(7)	12	3	0	0	341	2,806　(116)	15	27		0	2,848	315　(25)	7	8		0	330	1,192	104
③	周防灘断層帯主部の地震	4	4	418	243　(5)	10	2	0	0	255	2,255　(88)	12	14		0	2,282	235　(19)	6	4		0	245	888	77
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	1　(1)	0	0	0	0	1	16　(16)	0	0		0	16	4　(4)	0	0		0	4	0	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
※（　）内の数値は屋内収容物移動・転倒による人的被害を示す。
※その他とは，ブロック塀等の倒壊，自動販売機の転倒，屋外落下物を原因とする人的被害合計を示す。

6 冬の夕方18、風速15m/s

想定地震		建物被害			人的被害																		
		火災による建物被害			死者（人）						負傷者（人）						重傷者（人）　［負傷者の内数］						自力脱出困難者（人）
					原因別						原因別						原因別						
		出火件数（件）	残出火件数（件）	焼失棟数（棟）	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	建物倒壊、屋内収容物移動・転倒	土砂災害	火災	津波	その他	合計	
①	南海トラフ巨大地震	0	0	0	0　(0)	0	0	0	0	0	0　(0)	0	0	10	2	12	0　(0)	0	0	4	1	2	0
②	佐波川断層地震	9	9	1,024	269　(6)	10	4	0	1	284	2,353　(97)	13	56		27	2,449	263　(21)	7	16		10	296	998
③	周防灘断層帯主部の地震	7	7	792	200　(4)	9	3	0	1	212	1,890　(73)	11	33		24	1,958	196　(15)	6	9		9	220	743
④	安芸灘～伊予灘の地震	0	0	0	1　(1)	0	0	0	0	1	14　(14)	0	0		1	14	3　(3)	0	0		0	3	0

※小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。

■ ５－１－３　南海トラフ巨大地震による津波の浸水想定

代表地点	南海トラフ巨大地震					周防灘断層帯主部				
	最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響開始時間(分)	上昇下降	最高津波水位		最高津波水位到達時間(分)	海面変動影響開始時間(分)	上昇下降
	(T.P.m)	うち(m)津波波高				(T.P.m)	うち(m)津波波高			
秋穂漁港（大海地区）	3.2	1.6	308	59	下降	2.8	1.2	20	11	上昇
西浦漁港	2.7	1.1	142	50	下降	2.3	0.7	49	0	上昇
三田尻中関港（中関地区）	3.0	1.4	307	48	下降	2.9	1.3	49	0	上昇
三田尻中関港（三田尻地区）	2.8	1.2	126	51	下降	2.9	1.3	26	0	上昇
富海漁港	3.1	1.5	133	43	下降	2.8	1.2	53	8	下降

※「最高津波水位」は、主要な港湾・漁港等（代表地点）の海岸線から沖合30m地点における津波水位の最大値を標高で表示し、小数点以下第２位を切り上げ。
※「津波波高」は、津波水位から初期潮位を引いたもので、地震による水位変化の値。
※「海面変動影響開始時間」の欄の０分は、地震発生直後に±20cmの水位変化がある事を示す。

■ ５－１－４　南海トラフ巨大地震による津波の浸水面積

(ha)

１cm以上	30cm以上	１m以上	２m以上	５m以上	10m以上
1,030	912	701	323	－	－

※南海トラフ巨大地震及び周防灘断層群主部の地震による最大の場合
※「－」は浸水なし

●災害対策

■ ５−２−１　落下倒壊危険物対策

物　件　名	対策実施者	措　　置　　等
横断歩道橋	道路管理者	耐震診断等を行い、落橋防止を図り、道路の安全確保に努める。
道路標識、交通信号機等	管　理　者	施設の点検を行い、速やかに改善し、危険の防止を図る。
枯死した街路樹等		樹木除去等適切な管理措置を講ずるように努める。
電柱・街路灯		設置状態の点検を行い、倒壊等の防止を図る。
アーケード、バス停上屋等	設置者、管理者	新設については、安全性を厳密に審査する。既存のものは、各施設管理者による点検、補強等を進める。
看板、広告等		許可及び許可の更新に際し、安全管理の実施を許可条件とする。許可の更新時期に至っていないものについては、関係者の協力を求めるなどして安全性の向上を図る。
ブロック塀	所　有　者	既存のブロック塀の危険度を点検し、危険なものについては、改良等を行う。新設するものについては、安全なブロック塀を設置する。
ガラス窓等	所有者、管理者	破損、落下により通行人に危害を及ぼさないよう補強する。
自動販売機		転倒により道路の通行及び安全上支障のないよう措置する。
樹木・煙突	所　有　者	転倒等のおそれのあるもの、不要なものは除去に努める。
外　　壁	所　有　者	落下により通行人に危害を及ばさないように措置する。
大規模空間における天井	所　有　者	落下により使用者等に危害が出ないように措置する。
エレベーター	所　有　者	地震時に閉じ込め事故が発生しないように必要な措置を講じる。
家　　具	所　有　者	転倒による使用者等への危害及び逃げ遅れが出ないように措置する。

■ ５－２－２　津波災害に対する活動図

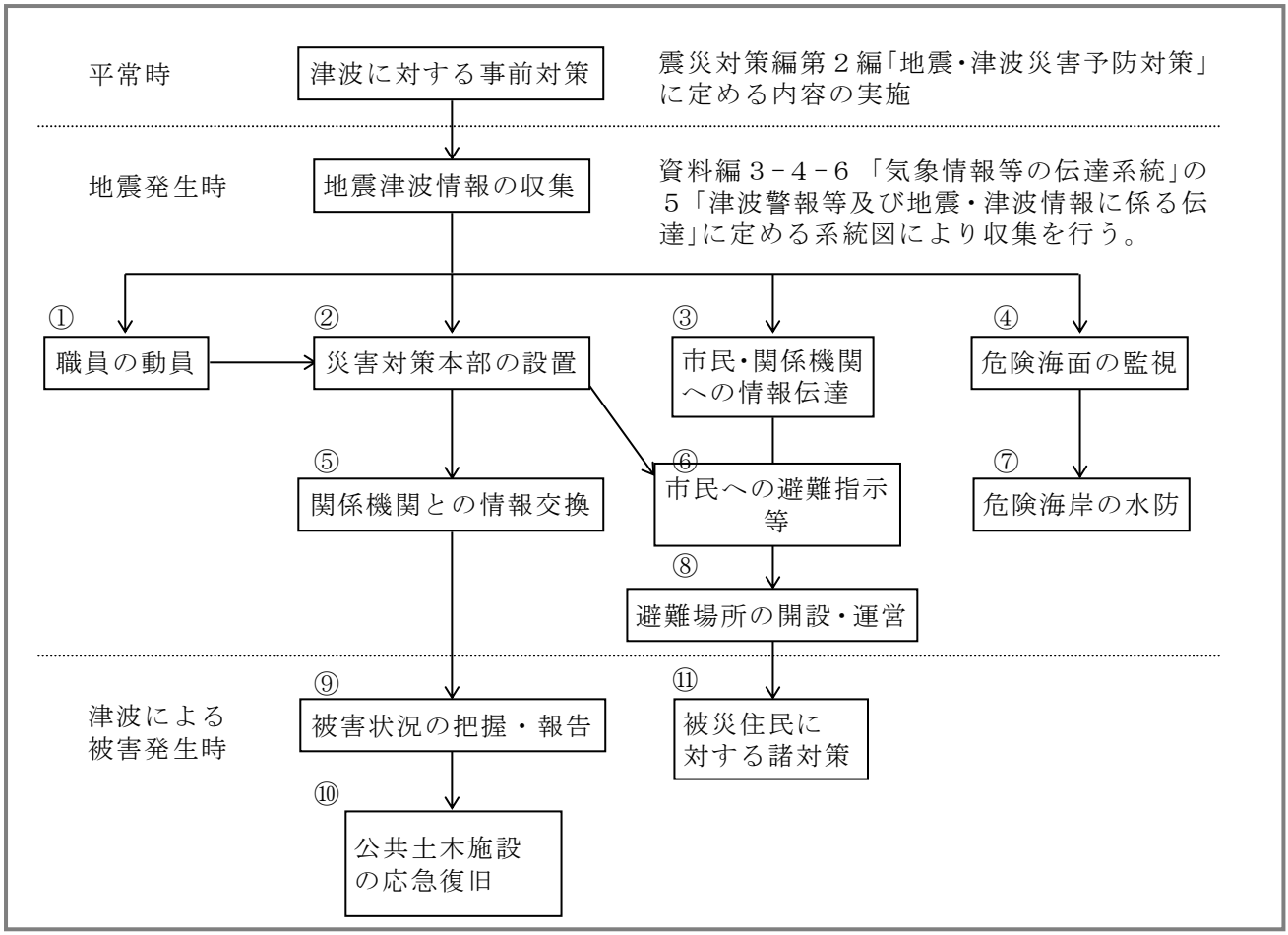

■ 5－2－3　津波警報等又は災害応急対策実施の際の関係計画（措置）

番号	活　動　項　目	対応する計画の記述節
1	職員の動員	共通編第２編第３章第１節「市の活動体制の整備」及び共通編第３編第１章第１節「市活動体制の確保」により動員を実施する。
2	災害対策本部の設置	共通編第３編第１章第２節「災害対策本部等の設置・運営等」により設置する。
3	住民・関係機関への情報の伝達	共通編第３編第２章第１節「災害発生直前の情報収集・伝達」により実施する。
4	危険海面の監視	震災対策編第３編第２章第１節第１項「配備体制の決定」に基づき監視を実施する。
5	関係機関との情報交換	共通編第３編第２章第３節第１項「情報収集・伝達連絡体制の確立」に基づき、体制を確保し、又は関係機関との情報交換を実施する。
6	住民の避難指示等	共通編第３編第８章第１節第１項「避難指示等の発令」に基づき実施する。
7	危険海岸の水防	「水防計画」に基づき実施する。
8	避難場所等の開設・運用	共通編第３編第８章第４節「避難場所等の設置・運営」に基づき実施する。
9	被害状況の把握・報告	共通編第３編第２章第３節「災害情報・被害情報の収集・伝達」に基づき被害状況の把握・報告を実施する。
10	公共土木施設の応急復旧	共通編第３編第22章第１節「公共土木施設の応急復旧」に基づき実施する。
11	被災住民に対する諸対策	該当する必要な応急対策活動は、震災対策編第３編「地震・津波災害応急対策」に基づき実施する。

■ 5－2－4　海上火災、危険物大量流出等に対する応急対策

1　災害発生事業所（船舶所有者等（管理者、占有者、使用者）・施設の設置者を含む。）の措置	(1) 所轄海上保安部、消防本部、市等関係機関に対して、直ちに災害発生の通報を行うとともに、現場付近の者又は船舶に対して注意の喚起を行う。 　なお、付近住民に危険が及ぶと判断されるときは、市民に対して避難するよう警告する。 (2) 自衛消防隊、その他の要員により次の消火活動、流出油等防除活動を実施するとともに、必要に応じて他の関係企業、防災機関等の応援を得て災害の拡大防止に努める。 　なお、消火活動等を実施する場合にあっては、陸上への拡大防止について十分留意して実施するものとする。 ア　大量の油等の流出があった場合 (ｱ) オイルフェンスの展張、その他流出した油等の拡大を防止するための措置の実施 (ｲ) 損傷箇所の修理等、新たな油等の流出防止措置の実施 (ｳ) 損壊タンク内等における残油等の抜取り、移替え等の措置の実施 (ｴ) 流出した油等の回収の実施 (ｵ) 油処理剤の散布等による流出油等の処理の実施 (ｶ) 関係機関への情報連絡・報告 イ　危険物（原油、液化ガスその他政令で定める引火性の物質）の排出があった場合 (ｱ) 損傷箇所の修理の実施 (ｲ) 損壊タンク内の危険物の抜取り、移替え等の措置 (ｳ) 薬剤の散布等による流出した危険物の処理の実施 (ｴ) 火気の使用制限及びガス検知の実施 (ｵ) 船舶にあっては安全な海域への移動等 (ｶ) 自衛消防隊による消火活動の準備 (ｷ) 必要に応じ付近住民への避難警告 ウ　海上火災が発生した場合 (ｱ) 放水、消火薬剤による消火活動の実施 (ｲ) 事故付近の可燃物の除去 (ｳ) 火災が発生していないタンク等への冷却放水の実施 (ｴ) 火点の制御活動の実施 (ｵ) 船舶にあっては安全な海域への移動等 エ　消防機関、海上保安部等による消火・防除活動が円滑に行えるよう誘導員・連絡員の配置を行い、爆発危険の有無、現場付近の引火性物品の所在施設、船舶の配置及び災害の態様等を報告するとともに消防機関、海上保安部の指揮に従い積極的に消火活動及び流出油等の防除活動を実施する。
2　海上保安部の措置	(1) 巡視船艇及び航空機を活用した被害状況の把握並びに関係機関に対する情報の伝達 (2) 遭難船舶、事故船舶の乗客・乗組員の救助 (3) 流出油等応急対策実施に必要な資機材の確保及び輸送 (4) 付近航行船舶の安全確保のため、巡視船艇及び航空機による現場付近海域の警戒 (5) 船舶交通の安全確保のため、周辺海域において航行の制限又は禁止、現場海域での火気使用制限、退去命令、侵入禁止命令等の措置を講じ、船舶通信により船舶への周知徹底を図る。 (6) 応急措置義務者（災害発生船舶の船長等）、防除措置義務者（船舶所有者等）及び関係者に対する指導及び命令を行う。 (7) 油、有害液体物質、危険物等の漏えい及び排出があった場合は、必要に応じて機動防除隊の派遣を受け、防除措置の指導にあたらせる。 (8) 船体並びに流出油等の非常処分の実施 (9) 巡視船艇及び航空機を出動させ、必要な資機材を迅速に調達し、関係市町、消防機関、警察と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、消火活動及び流出油・危険物等の拡散防止措置及び除去活動を実施する。 (10) 必要に応じ、自衛隊に対して災害派遣を要請するとともに防災関係機関に対して応援を要請する。 (11) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。

3　県の措置

(1) 海上保安部、関係市町（他県等）、漁協等から必要な情報を収集し、また自衛隊に対して航空機による情報収集を要請するなどして早期の状況把握に努め､関係者に伝達する。
(2) 応急活動に必要な体制を確立し、海上保安部、中国地方整備局又は関係市町（消防機関）が実施する防除活動に協力するとともに、所有船舶を出動させ警戒活動、防除活動を行う。
(3) 港湾、漁港等の管理者として、港湾・漁港等への入港制限及び施設の利用制限等の制限措置を講じるとともに災害発生に伴う防除措置を実施する。
(4) 備蓄資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の搬送、その他必要資機材の調達確保を行う。
(5) 漁具の移動、オイルフェンスの展張等関係者に対し自衛措置を指導する。
(6) 水質環境に係る調査、保全措置を行う。
(7) その他、陸上での水火災等発生時の場合に準じて必要な支援、指導又は自ら必要な措置を行う。
　ア　関係沿岸住民に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示及び支援
　イ　化学消火薬剤等の調達確保
　ウ　市町、他県、国等への応援要請
　エ　必要に応じて自衛隊の災害派遣要請
　オ　市町が実施する医療・救護活動等への支援
(8) 発災後速やかに情報のニーズを見極め、情報の収集・整理を行い被災者、被災者の家族等に対して、適切な情報提供を行う。
(9) 大量油流出事故等発生時における県の応急対策活動実施体制

第１警戒体制（連絡調整会議）	○　本県近海で大量油等流出事故が発生し、県沿岸への漂着の可能性等その状況を監視する必要があるとき。 ○　沿岸海域で少量の油等流出事故等が発生したとき。 １　体制 応急対策関係課の担当者で連絡調整会議を設置する。 （構成） ・防災危機管理課、消防保安課、環境政策課、廃棄物・リサイクル対策課、厚政課、農林水産政策課、農村整備課、水産振興課、漁港漁場整備課、河川課、港湾課 ・関係出先機関（農林水産事務所、下関水産振興局、港湾管理事務所、土木建築事務所） ２　実施する活動の概要 (1) 早期情報収集体制の確立 ア　海上保安部、警察､自衛隊､その他関係機関等からの情報収集 イ　県所有船舶による情報収集 ウ　県関係出先機関への早期情報収集体制確立の指示 エ　市町（消防機関）への早期情報収集体制確立の指示 オ　漁協への早期情報収集体制確立の要請 (2) 油等防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の所在地、数量の確認及び点検 ア　県、市町保有分 イ　民間企業等（特防協、油災協、漁協等）保有分 (3) 漂着油回収資機材（蓋付き空ドラム缶等）の調達先、数量の確認 (4) 他県からの応援要請への対応
第２警戒体制（警戒本部）	○　本県近海で大量の油等流出事故が発生し、県沿岸に到達する可能性が高いと見込まれるとき。 ○　県の沿岸海域で油等流出事故等が発生し、相当量の流出が認められるが、漂着量が少量であると見込まれ、県の総力をあげて対応するまでに至らないとき。 １　体　制 総務部長を警戒本部長とし、関係課の課長で警戒本部を設置する。 （構成） ・第１警戒体制の構成課に、次の各課を加える。 広報広聴課、県民生活課、自然保護課、医療政策課、農林水産政策課、監理課、物品管理課、県警警備課 ・出先機関については、地域行政連絡協議会としての対応とする。 ２　実施する活動の概要 (1) 海上保安部、自衛隊その他の関係機関からの情報収集

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td></td><td>(2) 県所有船舶による警戒・防除活動
(3) 油等防除資機材（オイルフェンス、処理剤、吸着材等）の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）
(4) 漂着油回収資機材の現地への搬送（保管場所、輸送手段の確保等）
(5) 不足資機材の確保
(6) 他県への応援要請事項等の整理及び窓口、手順等の確認（中国、九州・山口、中国・四国、全国知事会相互応援協定）
(7) 防除活動要員（ボランティアも含む）の確保
(8) 状況により自衛隊の派遣要請</td></tr>
<tr><td>災害対策本部体制</td><td>○ 流出油等が大量に本県に漂着すると認められるとき。
1 構成
知事を本部長とし、全課・全出先機関により災害対策本部を設置する。
この場合において、現地での円滑な応急対策が必要と認めたときは現地に「現地災害対策本部」を設置する。
2 実施する活動の概要
(1) 全庁をあげての防除活動及び応急対策の実施
（海上保安部、関係市町等関係機関との連携による油の回収・処理、環境保全措置、被災者支援対策等）
(2) 自衛隊の派遣要請
(3) 他県、他機関への応援要請
(4) 復旧・復興対策</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>4 市（消防機関、港湾・漁港管理者）の措置</td><td>(1) 県の活動体制に準じた活動体制を確立する。
(2) 関係者・関係機関から情報の収集を行うとともに、海上保安部、県等関係機関に通報伝達する。
(3) 災害の危険が及ぶおそれのある沿岸住民及びふ頭又は岸壁に係留された船舶に対して災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置命令又は市民の立入制限、退去等の措置命令を行うとともに、周知のための広報活動を実施する。
(4) 沿岸漂着油等の防除措置を講じるとともに管内沿岸海面の浮流油等の巡視・警戒を行う。また必要に応じて、避難の指示を行う。
(5) 事故貯油施設の所有者等に対して海上への油等流出防止措置について指導する。
(6) 警防規程等に基づき消防隊を出動させ、海上保安部と連携するとともに港湾関係団体等の協力を得て、消火及び油・危険物等の流出拡散防止活動を実施する。
(7) 火災、救助規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合、又はさらに消防力等を必要とする場合は、陸上における火災の場合に準じて他の市町又は県、その他関係機関に対して応援の要請を行う。
(8) 必要な資機材の確保について県及び関係者に応援を要請する。
(9) 遭難者、負傷者等の救護・医療活動を行う。
(10) 港湾、漁港施設への被害の未然防止、利用者への被害防止に必要な措置を行う。</td></tr>
<tr><td>5 警察の措置</td><td>(1) 警備艇、ヘリコプターによる油等の流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り及び防除活動
(2) その他陸上災害に準じての応急対策活動
ア 警戒区域の設定、避難誘導
イ 海上保安部、消防機関と連携した、人命の救助活動の実施
ウ 危険防止又は民心安定のための防犯活動、広報活動等</td></tr>
<tr><td>6 中国地方整備局の措置</td><td>油等流出事故が発生した場合、要請等を受けて油等回収船を出動させ、防除活動を行う。</td></tr>
<tr><td>7 その他の企業、関係機関・団体、市民等の措置</td><td>消火資機材、油等防除資機材、有効に活動できる機動力、技能等を有するものは、海上保安部をはじめ防災関係機関から協力を求められた場合は、その指示に従い、必要な応急措置の実施に協力するものとする。</td></tr>
</table>

●防災物資・施設・資機材

■ ５－３－１　分団別消防水利の現況

令和６年７月１日現在

種別／分団別	合計	消火栓			防火水槽				
		小計	公設	私設	小計	公設		私設	
						４０ｔ以上	４０ｔ未満	４０ｔ以上	４０ｔ未満
宮　　市	328	304	303	1	24	20	3	1	
三田尻	277	260	231	29	17	13		4	
華　　陽	366	353	329	24	13	12		1	
華　　城	254	233	233		21	17		4	
牟　　礼	274	230	226	4	44	38		6	
向　　島	28	26	26		2	2			
野　　島	14	14	14						
西　　浦	104	97	82	15	7	6		1	
大　　道	130	121	121		9	7		2	
右　　田	141	123	123		18	16		2	
玉　　祖	98	90	90		8	8			
富　　海	57	51	51		6	5		1	
小　　野	10				10	10			
合　　計	2,081	1,902	1,829	73	179	154	3	22	0

●災害対応

■ ５－４－１　市消防機関の系統図

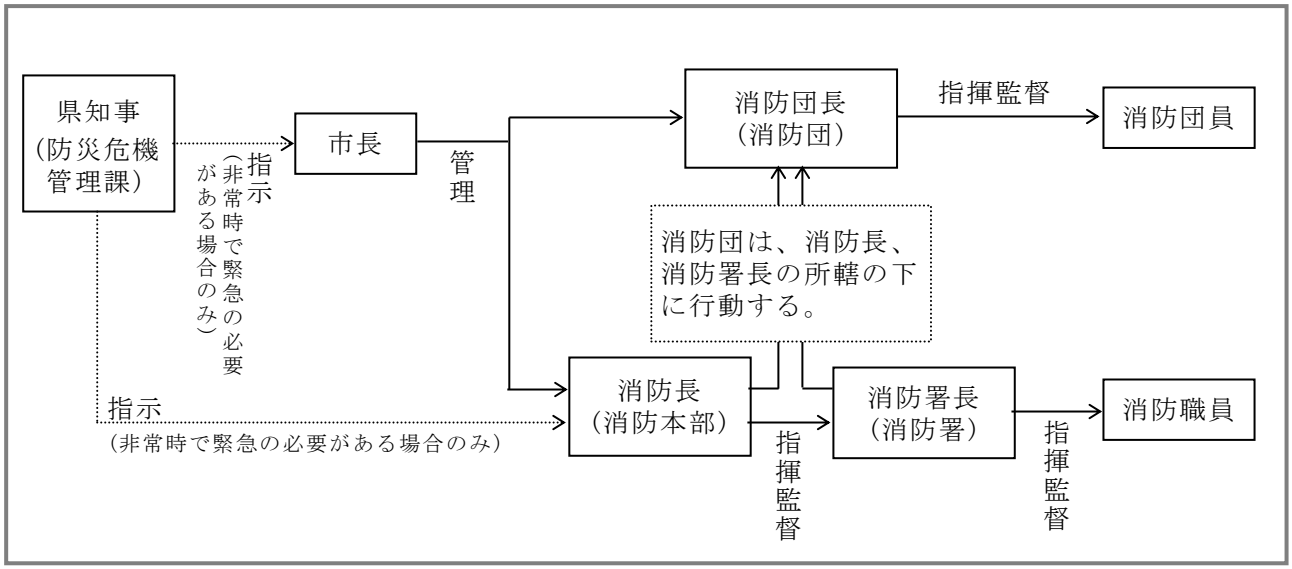

●災害情報の収集・伝達

■ ５−５−１　津波情報に関する伝達文例

（例）

Ａ　こちらは、防府市役所です。
　　ただ今、大きな地震がありました。
　　皆さん落ちついて火の始末をしてください。
　　海岸地域では、津波の危険がありますので直ちに避難の準備を進めてください。
　　避難の必要が生じましたら指示しますので落着いて行動してください。
　　避難場所は○○へ（高台など安全な場所）避難してください。
Ｂ　こちらは、防府市災害対策本部です。
　　○○時○○分大津波警報が発表されました。
　　○○地区の住民の皆さんは、直ちに安全な場所に避難してください。海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。
Ｃ　こちらは、防府市災害対策本部です。
　　ただ今地震がありました。
　　海岸に出ている者、沿岸付近の住民の皆さんは、津波の危険がありますので直ちに付近の高い場所に避難してください。
　※１　注意報については、適宜アレンジして注意を促すための広報を行う。
　　２　避難広報は、対象地域を限定して、広報車等で集中的に実施するほか、個別連絡を行うことが望ましい。

■ ５−５−２　放射性物質事故等発生時の伝達系統図

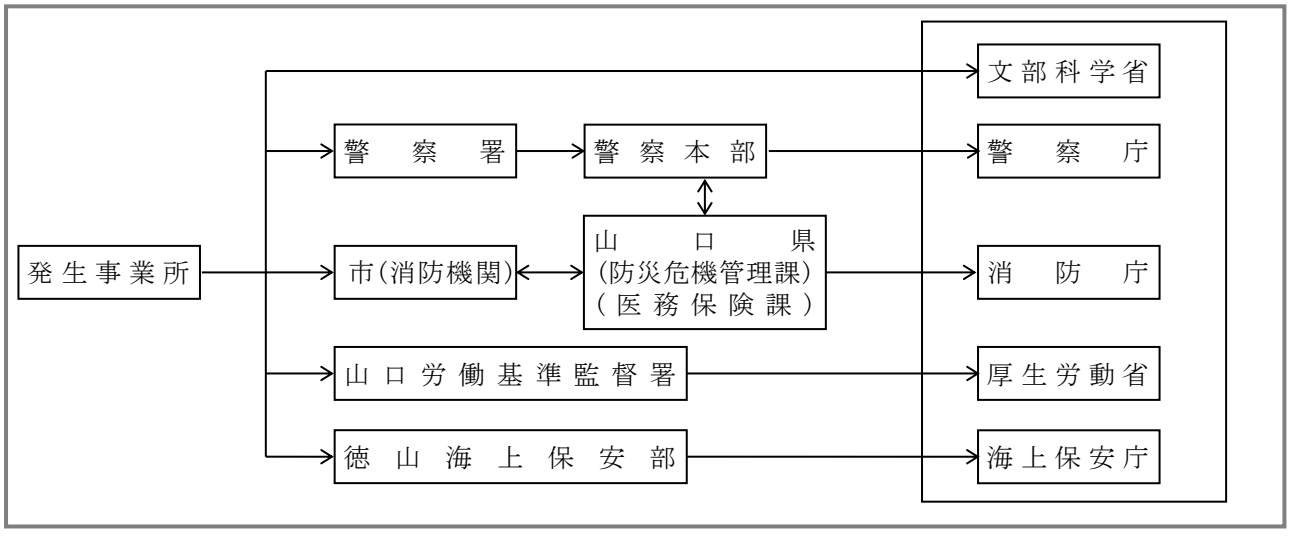

●気象情報等

■ ５－６－１　津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

【津波警報等の種類と発表基準及び発表される津波の高さ等】

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害ととるべき行動
		数値での発表（津波の高さの予想の区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	10m超（10m＜予想高さ）	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m（５ｍ＜予想高さ≦10m）		
		５ｍ（３ｍ＜予想高さ≦５ｍ）		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	３ｍ（１ｍ＜予想高さ≦３ｍ）	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	１ｍ（0.2m≦予想高さ≦１ｍ）	（表記しない）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報を特別警報に位置づけている。

（注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

●危険物の取扱い

■ ５－７－１　危険物の応急対策（石油類等）

発火性又は引火性の強い石油類等の危険物については、事故等が発生した場合の影響の大きさに鑑み、消防法に基づき、保安、防災対策が講じられてきている。

激甚な地震等により、これらの施設に損傷等が発生した場合、関係機関及び関係事業所等は、当該危険物施設の災害の態様に応じて、次の緊急措置を講じ、被害を最小限に止める。

【市（消防本部・防災危機管理課）・警察・海上保安部・施設管理者等】

実　施　者	措　　置　　内　　容
施設の所有者、管理者又は占有者	1　地震発生時の応急対策 (1) 地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、地震の規模に応じた防災要員を確保する。 (2) 地震発生後、直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査・点検するとともに、地震の規模に応じて危険物関係施設の運転停止等を行う。 (3) 地震により、人的･物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、危険物関係施設の運転停止、施設内の使用火気の消火及び常用電源の遮断等の応急措置を講じるとともに、事業所の防災組織による防火活動を行う。 (4) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民等への避難誘導等の必要な措置を講じる。 (5) 車両により危険物を輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、危険物の漏えいの有無等について点検し、異常があるときは前記の応急措置を講じる。 2　地震発生時の連絡通報及び広報活動 (1) 地震により災害が発生したときは、直ちに、消防機関、警察、県（防災危機管理課）等へ通報する。 なお、通報手段が途絶えない限り、第１報は、電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。 (2) 地震による災害が、市民へ不安を与えるおそれがある場合又は周辺住民へ被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性について、迅速かつ正確な広報活動を行う。
市　　長 （消防本部） （防災危機管理課）	1　県へ災害発生について、直ちに通報する。 2　災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。 3　公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。（消防法第１２条の３） 4　被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示をする。 5　火災の防御は、市の消防が実施するが、火災の規模又は被害の状況により、市の消防だけでは対応が困難な場合には、県内消防本部、県又は関係機関に対し要請等の措置をとる。

	6　転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。 7　災害の規模又は被害状況によっては、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。 8　専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
警　　察	1　県及び市町の消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を行う。 2　市町長からの要求があったときは、災対法第５９条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。
海上保安部	1　巡視船艇、航空機により被害状況の把握に努めるほか、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、警戒区域の設定、避難誘導、取締りを行う。 2　危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。 3　船舶交通の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、必要に応じて船舶等に対して、移動を命じ、又は航行を制限し、若しくは禁止するとともに、航行警報等により速やかに周知する。 4　被災その他の原因により自力航行能力を失った危険物積載船舶等に対し、同所有者等による救出措置を指導するとともに、必要に応じて巡視船艇による安全な場所への救出措置を講じる。 5　危険物等の防除作業にかかる指導及び巡視船艇による応急防除作業等を行う。

■ 5-7-2　危険物の応急対策(火薬類)

関係機関及び関係事業所等は、災害の態様に応じて、次の措置を講じる。

【県（産業政策課）・市（消防本部）・警察・海上保安部・指定地方行政機関（中国四国産業保安監督部）・施設管理者等】

実施者	措置内容
火薬庫又は火薬類の所有者又は占有者	1　地震発生後、直ちに、地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災要員を確保し、事業所等の応急点検を実施し、被害状況を把握する。 2　地震による災害が発生し、事業所の周辺に被害を及ぼすおそれが生じたときは、災害の拡大を防止するための緊急措置を講じるとともに、警察及び消防機関に連絡する。 (1) 貯蔵火薬類を安全な場所に移す余裕があるときは、移動の措置をとり、見張りを厳重にする。 (2) 搬送の余裕がない場合は、火薬類を水中に沈める等の安全措置を講じる。 (3) 火薬庫の入口、窓等を完全密閉し、木部に防火措置を講じるとともに、状況によっては、付近住民に避難の警告を行う。 (4) 吸湿、変質、不発、半爆発等のため、著しく原性能を失った火薬類又は安定度に異常を呈した火薬類は、安全確認の後廃棄する。 この他５－７－１の場合に準じた措置を講じる。
知事 （産業政策課） 市長 （消防本部）	延焼等により、被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発するとともに、関係防災機関に連絡する。 1　製造業者、販売業者又は消費者（以下「製造業者等」という。）に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用の一時停止を命じる。 2　製造業者等、その他火薬類を取り扱う者に対して製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し又は制限する。 3　火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又は廃棄を命じる。 4　火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命じる。 （注）緊急措置命令（火薬類取締法第４５条） 経済産業大臣（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、船舶及び航空機による運搬については、国土交通大臣、自動車、軽車両その他の運搬については県公安委員会）は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、上記の措置について緊急措置命令を発する。 この他、５－７－１の場合に準じた措置を講ずる。
警察	５－７－１危険物の応急対策（石油類等）における措置に準じる。
海上保安部	５―７―１危険物の応急対策（石油類等）における措置に準じる。
中国四国産業保安監督部	1　火薬製造事業所等の施設が、火災等の発生により危険な状態となった場合、又は危険を及ぼすおそれがあると認めるときは、その保安責任者に対して、法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより、緊急措置命令等を行う。 2　鉱山作業現場等における被害防止若しくは拡大を防ぐため、災害状況の実情把握に努め、必要に応じて適切な指示、命令を発する。

■ ５－７－３　危険物の応急対策（高圧ガス）

高圧ガスの製造所、貯蔵所、販売所、消費施設等（以下「高圧ガス関係施設」という。）については、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により種々の保安防災対策が講じられている。

しかしながら、大規模地震発生時には、高圧ガス関係施設に火災・爆発・漏えい等の災害が発生し、高圧ガス関係事業所内外に重大な影響を与えるおそれがあることから、高圧ガス関係事業者及び関係機関は、次の措置を講じる。

【関係事業者・県（消防保安課）・市（消防本部・防災危機管理課）・警察・海上保安部・中国四国産業保安監督部】

実　施　者	措　　置　　内　　容
高圧ガス関係事業者	1　地震発生時の応急対策 (1) 地震発生後直ちに、人的・物的被害、火災・爆発・漏えい等の有無を調査するとともに、地震の規模に応じて高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ等を行う。 (2) 地震により、人的・物的被害が生じ、又は火災・爆発・漏えい等の災害が発生したときは、直ちに、負傷者の救護、高圧ガス関係施設の運転停止及び装置内のガスの安全なパージ、高圧ガス容器の安全な場所への移動等の応急措置を講じるとともに。事業所の防災組織による防災活動を行う。 (3) 地震による災害が拡大し、周辺住民等に被害が及ぶおそれがあるときは、周辺住民への避難指示等に必要な措置を講じる。 (4) 車両により高圧ガスを輸送中に地震が発生した場合は、直ちに、車両を安全な場所に停車して、ガス漏えいの有無等について点検し、異常があるときは上記(1)～(3)の応急措置を講じるとともに、山口県高圧ガス保安協会等による応援を受ける。 2　地震発生時の連絡通報及び広報活動 (1) 地震により災害が発生したときは、消防機関、警察、市町、県（消防保安課）等へ通報する。 なお、通信手段が途絶しない限り、第１報は電話連絡とし、その後の状況及び別に定める事項は、ファクシミリ等により逐次報告するものとする。 (2) 地震による災害が周辺住民へ不安を与えるおそれがある場合、又は被害を及ぼすおそれがある場合は、被害の状況及び避難の必要性等について、迅速かつ正確な広報活動を行う。 この他、５－７－１の場合に準じた措置を講じる。
知　　事 （消防保安課）	1　地震発生地の高圧ガス関係事業者への指示等 (1) 高圧ガス関係施設の災害により、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、関係機関と協議の上、施設に対する応急措置、周辺住民の避難誘導、広報活動等について必要な指示をする。 (2) 高圧ガス関係施設に災害が発生し、被害の拡大防止又は周辺住民の安全確保のため必要と認めるときは、施設の全部又は一部の使用停止、高圧ガスの廃棄の一時禁止等の緊急措置を命じる。 2　関係機関との連絡・調整 地震による高圧ガス関係施設に災害の拡大を防止し、又は周辺住民の安全確保のため必要があるときは、関係機関と連絡・調整して、必要な対策を講じる。 この他、５－７－１の場合に準じた措置を講ずる。

市　　長 （消防本部） （防災危機管理課）	1　救急・防災活動等 地震により、高圧ガス関係施設に災害が発生したときは、必要な救急・防災活動を行うとともに、必要に応じて、高圧ガス関係事業者に、防災活動上必要な指示を行う。 2　警戒区域・避難指示・避難命令 高圧ガス関係施設の火災・爆発、ガスの漏えいにより、周辺住民に被害が及ぶおそれがあるときは、警戒区域の設定及び避難指示等の必要な措置を講じる。 3　広報活動 周辺住民に対し、高圧ガス関係施設の災害状況、避難の必要の有無等について、適切な広報活動を行う。 この他、５－７－１の場合に準じた措置を講ずる。
警　　察	５－７－１危険物の応急対策（石油類等）における措置に準じる。
海上保安部	５－７－１危険物の応急対策（石油類等）における措置に準じる。
中国四国産業保安監督部	関係機関との連絡調整を行い、県、高圧ガス関係事業者等に対し、災害拡大の防止及び周辺住民の安全確保等について必要な指示・助言を行う。

■ ５－７－４　危険物の応急対策（放射性物質）

地震災害により放射性物質の漏えい等が生じた場合、使用者及び防災関係機関は、災害の態様に応じて「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき定められた基準に従い、必要な措置を講ずる。

【県（消防保安課・環境政策課・厚政課・医務保険課・健康増進課）・市（消防本部・防災危機管理課）・警察・海上保安部・施設管理者等】

実　施　者	措　置　内　容
施設の所有者及び管理者	放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」又は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、定められた基準に従い、必要な措置を講じる。 １　放射性物質による環境の汚染等の発生若しくはおそれがある場合は、国（労働基準監督署、海上保安部）、警察、市町等に通報する。 ２　放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合は、障害の発生防止又は拡大の防止のための緊急措置を講じる。
市　長 （消防本部） （防災危機管理課）	１　事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。 ２　放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。 ３　危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 (1) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 (2) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ４　消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に、「防府市特殊災害活動マニュアル」に基づき実施する。
知　事 （消防保安課） （環境政策課） （厚政課） （医務保険課） （健康増進課）	１　市町又は警察から事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、直ちに、国（消防庁）へ通報する。 ２　応急措置実施機関に対して、必要に応じて放射線防護資機材のあっせんを行う。 ３　放射性物質使用病院で被害が発生した場合、人身の被害を最小限に止めるための観測測定班等を編成して、漏えい放射線の測定、危険区域の設定、立入禁止等の措置をとり、付近住民の不安の除去に努める。 ４　放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、放射線計測器、除去施設等を有する診療施設での治療が必要となることから、必要な医療機関の確保、あっせんを行う。
警　察	１　事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合、警察庁、県へ通報する。 ２　必要に応じて、警戒区域の設定、交通規制等を実施する。
海上保安部	１　５―７―１危険物の応急対策（石油類等）１～４の措置に準じた措置を講じる。 ２　海上における緊急時モニタリングに関し、知事等からの要請に備え必要な準備をするとともに、要請があったときは、現地に動員されたモニタリング要員及び機材を搭載し、対応可能な範囲で必要な支援を行う。

■ ５-７-５　危険物の応急対策(毒物劇物)

毒物劇物取扱施設については、毒物及び劇物取締法に基づき監視指導を行っており、また、消防法あるいは高圧ガス保安法によって規制を受けている施設については、その法令により、災害予防対策として事故時の流出を防止するため防液堤等の設備の設置等の対策が講じられている。

防災関係機関及び取扱業者は、災害時において設備等が破損した場合、次の応急措置を講じる。

【県（薬務課）・市（消防本部・防災危機管理課）・警察・海上保安部・製造者等】

実　施　者	措　置　内　容
製　造　者 輸　入　者 販　売　者 業務上取扱者	１　地震発生後、直ちに地震に関する情報を収集し、関係者に伝達するとともに、防災対策要員を確保する。 ２　毒物劇物タンク等の被害状況の把握に努め、当該施設が被害を受け毒物劇物の漏えい、流出等が生じた場合には、次の応急措置を講じる。 (1) 健康福祉センター（環境保健所)、警察、消防機関に直ちに通報する。 (2) 従業員及び周辺住民に対して正確な情報を提供し、必要に応じて早期の避難措置をとる。 (3) 中和処理剤の散布等の緊急措置を実施する。 この他５－７－１の場合に準じた措置を講じる。
知　事 （薬務課）	１　毒物劇物取扱事業者に対して、毒物劇物の飛散、漏えい、浸透及び火災等による有毒ガスの発生を防止するために必要な応急措置を講じるよう指導する。 ２　毒物劇物が飛散、漏えいした場合は、中和剤等による防除作業を実施するよう指示する。 ３　中和剤等の資材及び人員等が不足するときは、その収集、あっせんに努める。 この他、５－７－１の場合に準じた措置を講ずる。
市　長 （消防本部） （防災危機管理課）	危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入り禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告を行う。
警　察	県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等を実施する。
海上保安部	５－７－１危険物の応急対策（石油類等）における措置に準じる。

第６　風水害対策

●災害危険区域

■ ６－１－１　水防警報区域一覧

１　国土交通大臣が水防警報を発する河川及び区域

水系名	河川名	水防警報担当者	管理団体	延　長	位　置
佐波川	佐波川	国土交通省 山口河川国道事務所長	防府市 山口市	27,870m	左岸 山口市徳地堀字土井の内 2356番の1地先海まで 右岸 山口市徳地堀字北野835 地先から海まで

２　知事が水防警報を発する河川、海岸区域

河川・海岸名	水防警報担当者	管理団体	延　長	位　置
柳　　川	防府土木建築事務所長	防府市	2,800m	二級河川上流端～河口まで
馬　刀　川	〃	〃	2,100m	切石橋～河口まで
山口南沿岸防府市地先海岸	〃	〃	81,771m	

■ 6－1－2　災害による孤立危険区域

番号	孤立危険区域	孤立原因	役場から危険区域に至る路線(名称、幅員)状況	孤立危険区域内の世帯数、人口	避難予定場所の状況	通信設備(双方向における非常連絡の方法)
1	樋渡	大雨による土砂くずれ、道路埋没	㊗　三田尻港徳地線 ㊐　樋渡本畑線 W＝2.6～2.9m	5世帯 11人	小野小学校	一般電話
2	赤山	〃	㊗　山口徳山線 ㊐　片地山赤山線 W=2.8～4.2m	9世帯 18人	〃	〃
3	麻生	〃	㊗　三田尻港徳地線 ㊐　麻生線 W=2.7～4.5m	7世帯 8人	〃	〃
4	本畑	〃	㊗　三田尻港徳地線 ㊐　樋渡本畑線 W=2.6～2.9m	10世帯 15人	〃	〃 同報系防災行政無線
5	小田	大雨による土砂くずれ、道路埋没	㊗　防府停車場向島線 ㊐　小田線 W=1.2～5.1m	65世帯 130人	向島小学校	〃 〃
6	野島	離　島	航路	93世帯 133人	野島小・中学校	一般電話 同報系及び移動系防災行政無線

■ 6－1－3　重要水防箇所及び避難場所

1　河川関係

(1) 国土交通省管理区間

河川名	水防管理団体	番号	地先	左右岸 左 右	距離標	延長(m)	種別	重要度 A	重要度 B	重要度 要	重要理由	水防工法
佐波川	防府市	L1	西浦	左	0k000 ～ 0k200	200	越水(溢水)		B		堤防高不足	積土のう
佐波川	防府市	L2	西浦	左	0k200 ～ 1k100	900	越水(溢水)		B		堤防高不足	積土のう
佐波川	防府市	L3	西浦	左	0k200 ～ 1k100	900	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L4	西浦	左	1k100 ～ 1k500	400	越水(溢水)		B		堤防高不足	積土のう
佐波川	防府市	L5	西浦	左	1k100 ～ 1k500	400	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L6	植松	左	1k500 ～ 1k930	430	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L7	植松	左	1k930 ～ 2k080	150	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L8	植松	左	1k930 ～ 2k080	150	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L9	植松	左	2k080 ～ 2k150	70	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L10	植松	左	2k080 ～ 2k150	70	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	L11	植松	左	2k150 ～ 2k670	520	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L12	植松	左	2k670 ～ 2k750	80	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L13	植松	左	2k670 ～ 2k750	80	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	L14	植松	左	2k750 ～ 3k600	850	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L15	植松	左	3k300 ～ 3k500	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L16	植松	左	3k600 ～ 3k800	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L17	植松	左	3k600 ～ 3k800	200	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L18	植松	左	3k800 ～ 4k190	390	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L19	植松	左	4k190 ～ 4k300	110	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L20	植松	左	4k190 ～ 4k300	110	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L21	植松	左	4k300 ～ 4k375	75	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	L22	植松	左	4k300 ～ 4k375	75	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L23	植松	左	4k375 ～ 4k440	65	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L24	植松	左	4k375 ～ 4k440	65	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	L25	植松	左	4k375 ～ 4k440	65	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	L26	中泉町	左	4k440 ～ 4k445	5	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	L27	中泉町	左	4k440 ～ 4k445	5	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	L28	中泉町	左	4k445 ～ 4k600	155	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	L29	中泉町	左	4k600 ～ 5k200	600	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L30	泉町	左	5k600 ～ 5k900	300	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L31	泉町	左	5k900 ～ 6k000	100	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	L32	泉町	左	6k040 ～ 6k135	95	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	L33	新橋	左	6K200 ～ 7K000	800	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L34	新橋	左・右	6k340 ～		工作物		B		余裕高不足	(新橋)

河川名	水防管理団体	番号	地先	左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度			重要理由	水防工法
				左 右				A	B	要		
佐波川	防府市	L35	本橋町	左	6k600 ～ 7k500	900	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L36	本橋町	左	7K200 ～ 7K600	400	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L37	東佐波令	左	8k100 ～ 8k300	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L38	東佐波令	左	8k500 ～ 9k900	1400	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L39	東佐波令	左･右	8k850 ～		工作物	A			余裕高不足	(人丸橋)
佐波川	防府市	L40	東佐波令	左	8k900 ～ 9k100	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L41	東佐波令	左	9K200 ～ 9K400	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L42	上右田	左	9k900 ～ 10k500	600	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L43	上右田	左	10k500 ～ 10k600	100	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	L44	真尾	左	10K600 ～ 12K600	2000	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L45	真尾	左	10k600 ～ 11k500	900	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	L46	真尾	左	10k900 ～ 11k500	600	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L47	真尾	左	10k900 ～ 11k100	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L48	真尾	左	11k100 ～ 11k300	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L49	真尾	左	11k500 ～ 11k700	200	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L50	真尾	左	11k700 ～ 11k900	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L51	真尾	左	11k900 ～ 12k100	200	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L52	真尾	左	12k100 ～ 12k300	200	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L53	真尾	左	12k200 ～ 12k600	400	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L54	真尾	左	12k600 ～ 12k670	70	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L55	真尾	左	12k600 ～ 12k670	70	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L56	真尾	左	12k670 ～ 12k700	30	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L57	真尾	左	12k700 ～ 13k400	700	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L58	真尾	左	12k800 ～ 13K200	400	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L59	真尾	左	13k400 ～ 13k900	500	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L60	和字	左	14k300 ～ 14k500	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	L61	和字	左	15k000 ～ 15k200	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L62	和字	左･右	15k020 ～		工作物	A			余裕高不足	(中央橋)
佐波川	防府市	L63	和字	左	15k500 ～ 16k100	600	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L64	和字	左	16k000 ～ 16k300	300	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L65	和字	左	16k100 ～ 16k200	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L66	和字	左	16k200 ～ 16k300	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L67	和字	左	16k300 ～ 16k500	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	L68	和字	左	16k300 ～ 16k400	100	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L69	和字	左	16k400 ～ 16k700	300	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	L70	和字	左	16k400 ～ 16k500	100	旧川跡			要	旧川跡	釜段工

河川名	水防管理団体	番号	地先	左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度			重要理由	水防工法
				左 右				A	B	要		
佐波川	防府市	L71	和字	左	16k500 ～ 16k600	100	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	L72	和字	左	16k500 ～ 16k505	5	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	L73	和字	左･右	16k680 ～		工作物		B		余裕高不足	(虹橋)
佐波川	防府市	L74	久兼	左	17k300 ～ 17k500	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R1	佐野	右	0k000 ～ 0k200	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R2	佐野	右	0k200 ～ 0k400	200	越水(溢水)		B		堤防高不足	積土のう
佐波川	防府市	R3	佐野	右	0k400 ～ 1k100	700	越水(溢水)		B		堤防高不足	積土のう
佐波川	防府市	R4	佐野	右	0k400 ～ 1k100	700	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R5	佐野	右	1k100 ～ 2k240	1140	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R6	佐野	右	1k900 ～ 2k100	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R7	佐野	右	2k240 ～ 2k360	120	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R8	佐野	右	2k270 ～ 2k360	90	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	R9	佐野	右	2k360 ～ 2k400	40	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R10	佐野	右	2k360 ～ 2k400	40	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	R11	佐野	右	2k270 ～ 2k400	130	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R12	佐野	右	2k400 ～ 2k420	20	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	R13	佐野	右	2k400 ～ 2k420	20	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R14	佐野	右	2k400 ～ 2k420	20	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	R15	佐野	右	2k420 ～ 2k600	180	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R16	佐野	右	2k420 ～ 2k600	180	堤体漏水	A				月の輪工
佐波川	防府市	R17	佐野	右	2k600 ～ 2k760	160	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R18	佐野	右	2k600 ～ 2k760	160	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R19	佐野	右	2k760 ～ 2k860	100	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R20	佐野	右	2k700 ～ 2k950	250	越水(溢水)			要	新堤防	(R4築堤)
佐波川	防府市	R21	佐野	右	2k760 ～ 2k860	100	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R22	佐野	右	2k860 ～ 3k400	540	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R23	佐野	右	2k860 ～ 3k400	540	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R24	大崎	右	3k400 ～ 3k800	400	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R25	大崎	右	3k400 ～ 3k800	400	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R26	大崎	右	3k400 ～ 3k800	400	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R27	大崎	右	3k800 ～ 4k100	300	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R28	大崎	右	3k800 ～ 4k100	300	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R29	大崎	右	4k100 ～ 4k300	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R30	大崎	右	4k100 ～ 4k620	520	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R31	大崎	右	4k620 ～ 4k635	15	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R32	大崎	右	4k620 ～ 4k635	15	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう

河川名	水防管理団体	番号	地先	左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度			重要理由	水防工法
				左 右				A	B	要		
佐波川	防府市	R33	大崎	右	4k635 ～ 4k820	185	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R34	大崎	右	4k900 ～ 5k000	100	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R35	大崎	右	4k900 ～ 5k100	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R36	大崎	右	5k000 ～ 6k000	1000	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R37	大崎	右	5k000 ～ 5k300	300	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R38	大崎	右	5k300 ～ 5k400	100	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R39	大崎	右	5k500 ～ 5k700	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R40	髙井	右	5k900 ～ 5k980	80	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	R41	髙井	右	6k200 ～ 6k230	30	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R42	髙井	右	6k230 ～ 6k400	170	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R43	髙井	右	6k230 ～ 6k400	170	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R44	髙井	左・右	6k340 ～		工作物		B		余裕高不足	(新橋)
佐波川	防府市	R45	髙井	右	6k600 ～ 6k800	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R46	下右田	右	6k860 ～ 7k060	200	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R47	下右田	右	7k000 ～ 7k200	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R48	下右田	右	7k100 ～ 7k240	140	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R49	上右田	右	7k240 ～ 7k300	60	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R50	上右田	右	7k240 ～ 7k300	60	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	R51	上右田	右	7k300 ～ 7k310	10	破堤跡			要	破堤跡	木流し
佐波川	防府市	R52	上右田	右	7k340 ～ 7k500	160	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R53	上右田	右	7k600 ～ 7k880	280	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R54	上右田	右	7k880 ～ 7k900	20	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R55	上右田	右	7k880 ～ 7k900	20	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R56	上右田	右	7k900 ～ 8k180	280	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R57	上右田	右	7k900 ～ 8k180	280	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R58	上右田	右	7k900 ～ 8k180	280	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R59	上右田	右	8k180 ～ 8k200	20	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R60	上右田	右	8k180 ～ 8k200	20	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R61	上右田	右	8k200 ～ 8k900	700	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R62	上右田	左・右	8k850 ～		工作物	A			余裕高不足	(人丸橋)
佐波川	防府市	R63	上右田	右	8k900 ～ 9K300	400	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R64	上右田	右	9K500 ～ 9K900	400	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R65	上右田	右	9K900 ～ 10k300	400	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R66	上右田	右	10k130 ～ 10k200	70	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R67	上右田	右	10k430 ～ 10k500	70	旧川跡			要	旧川跡	釜段工

河川名	水防管理団体	番号	地先	左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度			重要理由	水防工法
				左 右				A	B	要		
佐波川	防府市	R68	上右田	右	10k500 ～ 10k540	40	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R69	上右田	右	10k500 ～ 10k540	40	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R70	上右田	右	10k540 ～ 11k000	460	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R71	上右田	右	10k900 ～ 11k100	200	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R72	上右田	右	11k100 ～ 11k700	600	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R73	上右田	右	11k200 ～ 11k700	500	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R74	上右田	右	11k700 ～ 12K200	500	基礎地盤漏水		B			釜段工
佐波川	防府市	R75	上右田	右	11k900 ～ 12k100	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R76	鈴屋	右	12k100 ～ 12k300	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R77	鈴屋	右	12k200 ～ 12k400	200	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R78	鈴屋	右	12k400 ～ 12k500	100	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R79	鈴屋	右	12k500 ～ 12k700	200	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R80	鈴屋	右	12k700 ～ 13k300	600	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R81	鈴屋	右	12k900 ～ 13k100	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R82	鈴屋	右	13K000 ～ 13K200	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R83	鈴屋	右	13k100 ～ 13k300	200	水衝・洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R84	鈴屋	右	13k300 ～ 13k344	44	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R85	鈴屋	右	13k300 ～ 13k500	200	水衝・洗堀		B			木流し
佐波川	防府市	R86	鈴屋	右	13k300 ～ 13k344	44	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R87	鈴屋	右	13k344 ～ 13k500	156	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R88	鈴屋	右	13k344 ～ 13k500	156	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R89	鈴屋、奈美	右	13k500 ～ 15k430	1930	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R90	鈴屋、奈美	右	13k500 ～ 13k700	200	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R91	鈴屋、奈美	右	13k700 ～ 15k430	1730	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R92	鈴屋、奈美	右	13K800 ～ 15K200	1400	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R93	奈美	左・右	15k020 ～		工作物	A			余裕高不足	(中央橋)
佐波川	防府市	R94	奈美	右	15k430 ～ 15k500	70	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R95	奈美	右	15k500 ～ 15k900	400	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R96	奈美	右	15k900 ～ 16k000	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R97	奈美	右	15k900 ～ 16k100	200	水衝・洗堀		B			木流し
佐波川	防府市	R98	中山	右	16k200 ～ 16k300	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R99	中山	右	16k300 ～ 16k400	100	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R100	中山	右	16k400 ～ 16k600	200	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R101	中山	右	16k600 ～ 16k700	100	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R102	中山	左・右	16k680 ～		工作物		B		余裕高不足	(虹橋)
佐波川	防府市	R103	中山	右	16k700 ～ 16k900	200	水衝・洗堀	A				木流し

河川名	水防管理団体	番号	地先	左右岸	距離標	延長(m)	種別	重要度			重要理由	水防工法
				左 右				A	B	要		
佐波川	防府市	R104	中山	右	16k700 ～ 16k800	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R105	中山	右	16k800 ～ 16k900	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R106	中山	右	16K800 ～ 17K000	200	堤体漏水		B			月の輪工
佐波川	防府市	R107	中山	右	16k900 ～ 17k100	200	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R108	中山	右	16k900 ～ 17k100	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R109	中山	右	17k100 ～ 17k300	200	越水(溢水)	~~A~~	B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R110	中山	右	17k300 ～ 17k400	100	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R111	中山	右	17k400 ～ 17k700	300	越水(溢水)		B		流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R112	中山	右	17k400 ～ 17k540	140	旧川跡			要	旧川跡	釜段工
佐波川	防府市	R113	中山	右	17k700 ～ 18k100	400	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R114	中山	右	17k700 ～ 17k900	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R115	中山	右	17k900 ～ 18k100	200	水衝･洗堀	A				木流し
佐波川	防府市	R116	岸見	右	18K100 ～ 18K300	200	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R117	岸見	右	18k300 ～ 18k400	100	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R118	岸見	右	18k400 ～ 18k700	300	越水(溢水)	A			流下能力不足	積土のう
佐波川	防府市	R119	岸見	右	18K400 ～ 18K600	200	堤体漏水		B			月の輪工

番号	水系名	河川名	水防管理団体名	位置			左岸右岸	延長(m)	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況				避難場所		重要度	番号
				市町	大字等	字					人口	戸数	公共施設	冠水面積(km^2)	第一場所	第二場所		
1	佐波川	十七谷川	防府市	防府市	奈美	鈴屋	左	1,000	堤防断面	積土のう	100人	20戸		0.5	小野小学校	防府サイクリングターミナル	B	1
2	佐波川	十七谷川	防府市	防府市	奈美	鈴屋	右	1,000	堤防断面	積土のう	100人	20戸		0.9	小野小学校	防府サイクリングターミナル	B	2
3	佐波川	剣川	防府市	防府市	下右田	高井	左	1,700	堤防断面	積土のう	1,431人	357戸	2	0.9	右田小学校	右田中学校	B	3
4	佐波川	剣川	防府市	防府市	下右田	高井	右	300	堤防断面	積土のう					右田小学校	右田中学校	B	4
5	佐波川	横曽根川	防府市	防府市	切畑～台道	西山～岩淵	右	2,500	堤防断面	積土のう	358人	106戸	1	0.9	大道中学校	大道公民館	B	5
6	佐波川	横曽根川	防府市	防府市	切畑～台道	西山～岩淵	左	2,500	堤防断面	積土のう					大道小学校	大道公民館	B	6
7	佐波川	坂本川	防府市	防府市	真尾	松尾	左	600	堤防断面	積土のう	64人	20戸		0.06	防府サイクリングターミナル		B	7
8	佐波川	坂本川	防府市	防府市	真尾	松尾	右	600	堤防断面	積土のう					防府サイクリングターミナル		B	8
9	佐波川	普明寺川	防府市	防府市	真尾	真尾	左	1,220	堤防断面	積土のう	325人	81戸		1.2	防府サイクリングターミナル		B	9
10	佐波川	普明寺川	防府市	防府市	真尾	真尾	右	1,220	堤防断面	積土のう					防府サイクリングターミナル		B	10
11	佐波川	久兼川	防府市	防府市	久兼	久兼	左	3,140	堤防高	積土のう	130人	60戸		0.4	防府サイクリングターミナル		B	11
12	佐波川	久兼川	防府市	防府市	久兼	久兼	右	3,140	堤防高	積土のう					防府サイクリングターミナル		B	12
13	佐波川	真尾川	防府市	防府市	真尾	一の瀬	左	2,400	堤防高	積土のう	320人	80戸		0.1	防府サイクリングターミナル		B	13
14	佐波川	真尾川	防府市	防府市	真尾	一の瀬	右	2,400	堤防高	積土のう					防府サイクリングターミナル		B	14
15	佐波川	甲久保川	防府市	防府市	佐野	若宮	左	300	堤防高	積土のう	80人	20戸	3	0.2	玉祖小学校	玉祖福祉ｾﾝﾀｰ	B	15
16	佐波川	甲久保川	防府市	防府市	佐野	若宮	右	300	堤防高	積土のう					玉祖小学校	玉祖福祉ｾﾝﾀｰ	B	16
17	柳川	柳川	防府市	防府市	牟礼	牟礼	左	1,200	堤防断面	積土のう	1,200人	300戸	3	0.1	牟礼小学校	牟礼南小学校	B	17
18	柳川	柳川	防府市	防府市	牟礼	牟礼	右	1,200	堤防断面	積土のう					牟礼小学校	牟礼南小学校	B	18
19	馬刀川	馬刀川	防府市	防府市	今宿	今宿	左	600	堤防断面	積土のう	2,600人	1,200戸		0.6	国府中学校	牟礼南小学校	B	19
20	馬刀川	馬刀川	防府市	防府市	今宿	今宿	右	600	堤防断面	積土のう					国府中学校	牟礼南小学校	B	20
21	新川	新川	防府市	防府市	富海	朝日、戸田山	左	2,700	堤防断面	積土のう	350人	75戸		0.3	富海小学校	富海公民館	B	21
22	新川	新川	防府市	防府市	富海	朝日、戸田山	右	2,700	堤防断面	積土のう					富海小学校	富海公民館	B	22
計	22か所							33,320										計

(1)　国土交通省　港湾局所管

防府土木建築事務所

番号	海岸名	水防管理団体名	位置	延長(m)	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況				避難場所	
							人口	戸数	公共施設数	冠水面積(km^2)	第一場所	第二場所
1	三田尻	防府市	岸津2丁目 4196番20～4508番3	320	高潮	積土のう	39,000人	16,000戸	92	31	国府中学校	牟礼南小学校
2	中関	防府市	三田尻2丁目 28番1～鐘紡町338番14	370	高潮	積土のう					華浦公民館	防府高校
3	中関	防府市	大字浜方字古浜 127番11～138番2	340	高潮	積土のう					陸上競技場	新田小学校
4	中関	防府市	大字浜方字大浜四ノ桝 608番7～608番25	280	高潮	積土のう					中関公民館	中関小学校
計	4か所			1,310								

(2)　農林水産省農村振興局所管

山口農林水産事務所

番号	海岸名	水防管理団体名	位置	延長(m)	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況				避難場所	
							人口	戸数	公共施設数	冠水面積(km^2)	第一場所	第二場所
1	西浦	防府市	西浦	3,036	高潮	積土のう	4,086人	908戸		4.2	西浦小学校	華西中学校
2	台道	防府市	台道	3,805	高潮	積土のう	1,700人	370戸		4.1	大道小学校	大道公民館
計	2か所			6,841								

3　危険ため池

令和６年７月１日現在

	ため池	所轄農林事務所等	ため池規模 ※１	受益面積（㎡）	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現場 ※２	避難場所（第一場所）（第二場所）
1	名舟	山口	4.2	20.0	堤体決壊	積土のう又は切開	12	大道公民館
			60.4				4	
			4,700				1	大道小学校
							12.0	
2	西ヶ原下	山口	4.3	0.0	堤体決壊	積土のう又は切開	69	玉祖福祉センター
			113.5				23	
			9,100				2	
							6.7	
3	ソウケ堤	山口	5.2	11.9	堤体決壊	積土のう又は切開	14	玉祖福祉センター
			133.0				4	
			4,900				1	
							7.7	
4	一ヶ谷	山口	5.5	2.3	堤体決壊	積土のう又は切開	12	大道公民館
			30.0				4	
			3,300				1	大道小学校
							3.8	
5	半田下	山口	3.0	0.0	堤体決壊	積土のう又は切開	0	西浦公民館
			20.0				0	
			2.500				1	華西中学校
							5.0	
6	玉泉	山口	17.6	41.9	堤体決壊	積土のう又は切開	96	玉祖福祉センター
			66.0				32	
			124.000				1	多々良幼稚園
							31.8	
7	荒堀上	山口	3.2	0.0	堤体決壊	積土のう又は切開	0	大道公民館
			26.0				0	
			1.600				1	大道小学校
							1.4	
8	町寄	山口	2.9	0.0	堤体決壊	積土のう又は切開	6	西浦公民館
			27.0				3	
			1,200				1	華西中学校
							1.5	
9	二重町	山口	4.8	0.0	堤体決壊	積土のう又は切開	32	右田公民館
			33.0				16	
			900				0	
							2.0	
10	水ヶ田③	山口	3.0	0.0	堤体決壊	積土のう又は切開	14	大道公民館
			56.0				7	
			1,100				0	大道小学校
							2.0	

※１
・ため池規模
　１段目…堤高（m）の数値
　２段目…堤長（m）の数値
　３段目…貯水量（m^3）の数値
※２
・保全対象区域の現場
　１段目…人口（人）
　２段目…戸数（戸）
　３段目…公共施設数
　４段目…冠水面積（k㎡）

4　山地災害危険地区

(1) 山腹崩壊危険地

番号	位置	直接保全対象施設等		
		人家（戸）	公共施設	
			建物	その他
1	台道下津令	20		市道
2	〃 旦東	2		
3	〃 〃	0		県道
4	〃 遠ヶ崎	20		市道
5	〃 上代	10		
6	〃 凌厳寺	5		有料道路
7	佐野放光	5		市道
8	大崎休場	2		市道、貯水池
9	佐野押地	10		市道
10	〃 山根	10		〃
11	大崎小森	20	学校	市道、その他
12	高井持越	0		国道
13	下右田片山	60	学校	市道
14	牟礼馬床	0		林道
15	東佐波令人丸	0		県道、貯水池
16	〃 寺山	5	学校	
17	多々良一丁目	10		市道
18	迫戸天神山	20		〃
19	桑山	20		県道
20	西浦黒山	1		市道
21	〃 黒山西	20		〃
22	〃 黒山南	20		〃
23	田島白浜	30		〃
24	〃 岡庄	20		〃
25	〃 岡条	20		〃
26	向島丸山	6		県道
27	〃 本村	30		〃
28	〃 〃	30		〃
29	富海茶臼山	2		鉄道
30	江泊末田	10		国道
31	富海梶野	3		市道、鉄道
32	〃 梶野 2	20		市道、有料道路

番号	位置	直接保全対象施設等		
		人家（戸）	公共施設	
			建物	その他
33	台道国ヶ原	2		市道
34	〃 長沢	0		市道、その他
35	大崎奥長尾	20		市道
36	台道西山	10		
37	上右田下迫	8		
38	上右田三谷	0		林道
39	多々良一丁目	4		
40	江泊下西山	3		
41	大崎姫山	3		
42	高井持越	0	火葬場	
43	東佐波令寺山	2		
44	多々良二丁目	2		
45	東佐波令国分寺	5		
46	東佐波令人丸	0		市道

(2) 崩壊土砂流出危険地

番号	位置	直接保全対象施設等		
		人家（戸）	公共施設	
			建物	その他
1	台道今津令	10		市道
2	〃 下津令	1		
3	〃 木床	10		市道
4	〃 大原	6		〃
5	〃 〃	10		〃
6	〃 津山	15		国道
7	〃 長沢	15		国道、市道
8	〃 小俣	10	病院	県道
9	〃 花ヶ岳	10		有料道路
10	切畑西山	10		市道
11	〃 〃	10		〃
12	〃 東畑	10		県道
13	〃 斧磨	15		市道
14	〃 〃	15		〃
15	台道上代	10		〃
16	〃 岩淵	3		
17	〃 〃	30		市道、有料道路
18	〃 原	10		市道
19	〃 岩淵	40	学校	国道、市道
20	〃 〃	6		国道
21	佐野若宮	30		市道
22	〃 押地	7		〃
23	大崎前手斧磨	10		〃
24	〃 奥長尾	20		〃
25	〃 自由ヶ丘２	200		〃
26	〃 山田	50		〃
27	大崎山田	100		〃
28	〃 〃	50		〃
29	〃 〃	50		〃
30	高井大日	20	病院	〃
31	下右田勝坂	15		国道
32	高井勝坂	100		〃
33	〃 〃	100		国道、貯水池

番号	位置	直接保全対象施設等		
		人家（戸）	公共施設	
			建物	その他
34	下右田片山	50	学校	市道
35	〃　〃	16	〃	〃
36	上右田新町	60	その他	県道、市道
37	〃　上山	2	〃	
38	〃　〃	7	〃	
39	〃　田の口	60		県道、市道
40	〃　和田	30	その他	〃
41	〃　〃	30		県道
42	〃　〃	12		県道、市道
43	〃　峪	10		〃
44	鈴屋平	20		県道
45	奈美十七	30		〃
46	〃 奈美	10		〃
47	中山中山下	5		県道、市道
48	〃 中山上	10		県道
49	奥畑樋渡	6		県道、市道
50	〃 魚切	7		市道
51	〃 本畑	5		〃
52	〃 大迫	10	その他	〃
53	〃 打道	7		〃
54	〃 麻生	12		〃
55	久兼西河内	8		〃
56	〃 兵瀬	20	その他	県道
57	〃 中村	7		県道、市道
58	〃　〃	15		市道
59	〃 笹原	9		〃
60	〃 中村	10		県道
61	〃　〃	5		〃
62	〃 尾叩	20		〃
63	和字和字	17		県道、市道
64	和字和字	9		県道
65	〃 下和字	7		県道、市道、林道
66	〃 和字	7		県道、市道
67	〃　〃	4		県道

番号	位置	直接保全対象施設等		
		人家（戸）	公共施設	
			建物	その他
68	真尾松尾	20		県道、市道
69	〃 上田	20		市道
70	〃 一の瀬上	12		〃
71	〃 石原	8		県道、市道
72	真尾石原	20		県道、市道
73	〃 大景	21		〃
74	上右田下迫	10		〃
75	〃 下迫下	5	その他	県道
76	〃 矢筈	0		〃
77	東佐波令畑	30		県道、市道
78	〃 人丸	10		林道
79	牟礼畑峠	0		〃
81	〃 敷山	50		市道
82	〃 〃	50		〃
83	〃 〃	20		〃
84	〃 後迫	20		〃
85	〃 坂本	50		〃
86	〃 〃	100		〃
87	〃 大谷口	15		農道
88	〃 貸草	100		市道
89	〃 〃	100	その他	〃
90	〃 〃	80	学校	〃
91	江泊浮野	100		国道、市道
92	〃 末田	50		国道、市道、鉄道
93	〃 〃	20		国道、市道
94	富海梶野	20		市道
95	〃 門前中	40		国道
96	〃 地吉	20		有料道路
97	〃 石原	30		県道、市道
98	〃 戸田山下	15		市道
99	〃 野島	40	その他	〃
100	〃 大浜	0		林道、鉄道
101	江泊江泊	20		市道
102	〃 大内	100		国道、市道、鉄道

番号	位置	直接保全対象施設等		
		人家（戸）	公共施設	
			建物	その他
103	〃 沖ノ原	20		市道
104	多々良多々良	10		〃
105	東佐波令天神山	20	学校　その他	〃
106	〃　瀬波戸	14		県道、市道
107	田島中関	20		市道
108	向島丸山	13		県道
109	野島野島	40	その他	市道
110	鈴屋八幡谷	20		
111	台道大原	0		市道、農道
112	切畑才の河内	20		林道
113	牟礼敷山	30		農道
114	和宇大河内	11		県道
115	高井勝坂	50		国道
116	久兼久兼西	6		県道
117	切畑八ヶ迫	12		市道
118	大崎山田	3		県道
119	高井勝坂	20		国道
120	切畑大迫	10		市道
121	奈美松ヶ谷	56		県道
122	下右田剣川	10		国道
123	上右田田ノ口	42		県道、市道
125	佐野押地	11		市道、林道
126	切畑上才ノ河	3	その他	県道、市道、林道
127	久兼久兼上	7		市道
128	下右田剣川	13		国道、林道
129	高井前平	110		県道、市道
130	佐野押地	12		市道、林道
131	奈美大井谷	42		県道、市道
132	大崎奥長尾	9	その他	市道
133	奈美松ヶ谷	56		県道、市道、林道

５　土石流災害危険地区

(1)　砂防指定地関係災害危険箇所

番号	渓流名			位置	保全対象区域の現況			避難場所
	水系名	河川名	渓流名		人家戸数（戸）	公共的建物	公共的施設（m）	
1	佐波川	佐波川	樋渡川	奥畑大迫	5		市道　900	小野小学校
2	〃	〃	中山谷渓流	中山	15		県道　200	〃
3	〃	〃	中山谷川	〃	8		〃　100	〃
4	〃	〃	久兼川	久兼笠原	14		〃　4,100	〃
5	〃	久兼川	滝の本川	久兼赤山	8		〃　700	〃
6	〃	佐波川	奈美川	奈美松ヶ谷	32	保育園１	市道　200	〃
7	〃	〃	真尾川	真尾堀溝	2			真尾公会堂
8	〃	〃	十七谷川	鈴屋	25		県道　500	小野小学校
9	〃	十七谷川	十七渓流	〃	5			〃
10	〃	〃	平西川	〃				〃
11	〃	〃	平川	〃	11		県道　400	〃
12	〃	〃	西平谷川	平	15		〃　800	〃
13	〃	八幡谷川	八幡谷渓流	宮ノ馬場	7		〃　300	〃
14	〃	佐波川	峪川	上右田峪	5		〃　200	ライフケア高砂
15	〃	普明寺川	壹谷川	〃　石原	7		市道　100	真尾公会堂
16	〃	佐波川	三谷川	〃　三谷	22	公会堂１	県道　200 市道　400	右田福祉センター
17	〃	清水川	阿部谷川	〃　田ノ口	17		県道　400 市道　300	〃
18	〃	佐波川	剣川	下右田勝坂	10		国道　200	右田中学校
19	〃	剣川	持越渓流	〃	8		国道　1,000	〃
20	〃	須川	素川	大崎山田	9		県道　1,000	玉祖小学校
21	〃	横曽根川	押地川	切畑上ノ庄	7		〃　400	大道小学校
22	〃	〃	弥研谷川	〃　西山	9		〃　100	〃
23	〃	〃	市ヶ谷川	〃　〃	7	病院１	県道　200 市道　1,400	〃
24	〃	〃	西金寺川	台道小俣	2			〃
25	〃	〃	斧磨渓流	切畑東畑	6		市道　400	〃
26	河内川	河内川	河内川	台道下津令	4		〃　300	高川学園
27	〃	〃	国ヶ原川	〃　大原	4		〃　300	〃
28	河内川	河内川	木床渓流	〃　木床	5		〃　400	〃
29	新立川	新立川	新立川	台道	2			旦西会館
30	新川	新川	新川	富海戸田山	3		市道　200	富海中学校
31	鮎児川	樊上川	樊上川	富海				〃

番号	渓流名			位置	保全対象区域の現況			避難場所
	水系名	河川名	渓流名		人家戸数（戸）	公共的建物	公共的施設（m）	
32	柳川	柳川	柳川	牟礼				牟礼公民館
33	手水川	多々良川	多々良川	多々良一丁目	22			松崎小学校
34	迫戸川	迫戸川	迫戸川	迫戸町			市道 1,000	佐波中学校
35	砂川	砂川	砂川	田島遠藤	26		〃 600	中関公民館
36	野島川	野島川	野島川	野島戸倉	50以上		〃 1,600	山口県漁業協同組合吉佐支店野島支所
37	中村川	中村川	中村川	向島郷ケ崎				向島公民館
38	江川	寺山川	寺山川及び支川	国分寺	6		市道 600	松崎小学校
39	柳川	柳川	大谷川	牟礼大光寺原				牟礼公民館
40	奥の院川	奥の院川	奥の院川	浜方				中関公民館
41	鮎児川	鮎児川	鮎児川	富海門前	10		国道 200 ＪＲ 200 市道 1,100	富海公民館
42	江川	江川	江川(支川)	東佐波令	11	高校１	市道	松崎小学校
43	佐波川	横曽根川	上代川	台道	14		〃	大道小学校
44	〃	〃	切畑川	切畑	6		〃	〃
45	水尻川	水尻川	水尻川	江泊	11		〃	牟礼南小学校
46	末田川	末田川	おこん川	江泊末田	21		国道 200	〃
47	柳川	柳川	上坂本東中川	牟礼上坂本	1	老人憩の家		牟礼中学校
48	佐波川	佐波川	和字川	和字	7		県道 200	右田福祉センター
49	〃	〃	下和字川	〃	10		〃 200	〃
50	〃	剣川	塚原川	下右田塚原		小学校１		右田中学校
51	新川	新川	戸田山川	富海				富海公民館
52	佐波川	剣川	神里川	高井				右田中学校
53	〃	真尾川	上田南川	真尾				真尾公会堂
54	〃	剣川	神里川南	高井				右田中学校
55	〃	〃	勝坂渓流	下右田				〃
56	〃	普明寺川	石原川	真尾	33			真尾公会堂
57	〃	〃	石原１	真尾				〃
58	〃	〃	石原南川	真尾				〃
59	佐波川	剣川	勝坂１	高井	4		国道	右田公民館
60	〃	阿部谷川	新町奥谷川	上右田	28		県道 220	右田福祉センター
61	〃	須川	山田上川	大崎			県道	右田公民館
62	〃	真尾川	矢筈ヶ岳東	真尾				真尾公会堂

番号	渓流名			位置	保全対象区域の現況			避難場所
	水系名	河川名	渓流名		人家戸数（戸）	公共的建物	公共的施設（m）	
			谷川					
63	〃	佐波川	和田川	上右田				右田福祉センター
64	〃	〃	中山東谷川	中山				小野小学校
65	〃	大井谷川	大井谷川	奈美				〃
66	〃	阿部谷川	中山北川	上右田				右田福祉センター
67	〃	剣川	勝坂２	下右田				右田中学校
68	〃	〃	勝坂小川	下右田				〃
69	柳川	柳川	新長尾川	牟礼				牟礼中学校
70	佐波川	剣川	自由ヶ丘１	大崎				玉祖小学校
71	〃	佐波川	中山上川	中山	7		県道	小野小学校
72	〃	坂本川	坂本谷川	真尾				真尾公会堂
73	新川	新川	富海石原川	富海	54		市道　200	富海中学校
74	佐波川	佐波川	峪東谷川	上右田	5	公民館１	県道　184	ライフケア高砂
75	〃	〃	右田ヶ岳中谷川	下右田	49	病院１	県道　340	右田中学校
76	柳川	柳川	上坂本東大川	牟礼	54	老人憩の家１	県道　255 市道　200 ＪＲ　210	牟礼中学校
77	佐波川	普明寺川	石原南谷川	真尾	37		県道　226 市道　466	真尾公会堂

■ 6－1－4　地すべり防止区域

平成 30 年 8 月 1 日現在

番号				保全対象区域の現況			避難場所
	区域名	所在地	区域の面積	人家戸数（戸）	公共的建物	公共的施設（m）	
1	上地	西浦赤石	5.10	7		市道　140	華西中学校
2	中浦下庄	田島	55.87	88		県道　400 市道　1860	中浦自治会館
3	中村	久兼	10.25	11		市道　258	小野小学校

●警戒区域の設定

■ ６－２－１　災害危険区域の設定基準

１河川海岸関係	◆　設定の基準 河川及び海岸について、洪水による災害予防に重点をおくべき区域として、次のいずれか１つの基準以上のものが設定されている。 (1) 河川又は海岸の堤防の決壊又は溢水箇所の延長が100ｍ以上 (2) 人的被害のあるもの (3) 耕地被害が10ha以上のもの
２漁港区域関係	◆　設定の基準 背後に人家又は耕地等を有する海岸について、波浪・高潮・洪水等による災害予防のため、次のいずれかに該当するものが設定の基準とされている。 (1) 天然海岸の地盤高又は護岸天端高が既往最高潮位以下のところ (2) 護岸が老朽又は貧弱等で崩壊のおそれがあるところ ◆　設定の状況 山口南沿岸は、高潮に重点がおかれている。
３地すべり危険箇所	◆　設定の基準 「地すべり危険箇所調査要領」により、地すべりの発生するおそれのある箇所を「地すべり危険箇所」という。
４地すべり防止区域	◆　設定の基準（地すべり等防止法第３条） (1) 地すべり区域（地すべりしている区域又は地すべりするおそれのきわめて大きい区域）及びこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発し又は助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きい地域の面積が５ha（市街化区域にあっては２ha)以上で、次の各号のいずれか一つに該当するもの ア　多量の崩土が、渓流又は河川に流入し、下流河川に被害を及ぼすおそれのあるもの イ　鉄道、県道以上の道路又は迂回路のない市町村道、その他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの ウ　官公署、学校、病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの エ　貯水量30,000m^3以上のため池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの オ　人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの カ　農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの (2) 前項の基準に該当しないが、家屋の移転を行なうため、特に必要がある場合

５防災重点農業用ため池	(1) 設定の基準 ア　農業用ため池の決壊により浸水が想定される区域に、住宅又は学校、病院その他の公共施設があり、浸水によりその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれのあるもの イ　上記以外で、当該農業用ため池の周辺の区域の自然的条件、社会的条件その他の状況からみて、その決壊による水害その他の災害を防止する必要性が特に高いと認められるもの ※農業用ため池の管理及び保全に関する法律で定める特定農業用ため池は、防災重点農業用ため池から行政所有のため池を除いたもの
６危険ため池	◆　設定の基準 防災重点農業用ため池のうち、老朽化したため池であって、次のいずれか１つ以上に該当し、早期に補強等を必要とするものでため池が決壊した場合人家１戸以上又は重要な公共施設に直接被害が及ぶおそれがあるもの。 (1) 堤体の老朽化及び断面不足(堤体等からの漏水、余裕高不足、天端幅不足、法面勾配不安定、法面浸食) (2) 取水施設の老朽化（斜樋及び底樋の破損又は漏水） (3) 余水吐の老朽化及び断面不足（破損又は断面不足） ◆　設定の状況 ため池の実態調査により、危険ため池と判定されたもの及びため池整備事業等で継続実施中のものを設定している。
７山地災害危険地区	◆　設定の基準 山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区及び地すべり危険地区から流出する土石による危害が人家１戸以上又は公共施設に直接及ぶおそれのある地区で危険度によりＡ、Ｂ、Ｃに区分する。 (1) 山腹崩壊危険地区…崩壊が発生し、又は崩壊の危険のある山腹及びそれに接続する地区 (2) 崩壊土砂流出危険地区…渓流において、山腹崩壊又は地すべりにより発生した土砂が土石流等となって流出するおそれがある地区 (3) 地すべり危険地区…地すべり防止区域に指定された箇所又はそれ以外の箇所で指定基準に相当し、現に下流に被害を与え又は与えるおそれのある地区 ◆　設定の状況 資料編１－４－１「重要水防箇所及び避難場所」を参照のこと。
８砂防指定地	◆　設定の基準（砂防法第２条） 砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地で国土交通大臣が指定したもの。

９急傾斜地崩壊危険区域	◆　設定の基準（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第３条） （急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則第１条の２） 崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者の危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を制限する必要がある土地で次の(1)、(2)のいずれにも該当するものを含む区域で知事が指定したもの。 (1) 高さ５ｍ以上であること。 (2) その崩壊により、５戸以上の人家又は官公署、学校、病院等に危害が生ずるおそれがあること。
10道路橋りょう部事前規制区間	◆　設定の基準 異常気象時において主に大雨・強風により地すべり、土崩れ、沢崩れ、落石、崩土、河川の増水等が発生し、道路の通行が著しく危険であると予想される区間を想定した。 なお、時間雨量、連続雨量及び平均風速等により、区間ごとに通行規制を行っている。
11災害による孤立危険地区	◆　設定の基準 災害を受けた場合次に該当する地区を想定 (1) 道路、橋りょうが決壊すると迂回路がない地区 (2) 長時間通信連絡、交通が途絶することが予想される地区
12土砂災害警戒区域	◆　設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律」に基づき指定する急傾斜地の崩壊等が発生した場合には市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂被害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域 (1) 急傾斜地の崩壊 ア　傾斜度が30°以上で高さが５ｍ以上の区域（急傾斜地） イ　急傾斜地の上端から水平距離が10ｍ以内の区域 ウ　急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの２倍（50ｍを超える場合は50ｍ）以内の区域 (2) 土石流 土石流の発生のおそれがある渓流において、扇頂部から下流の部分及びこれに隣接する部分で勾配が２°以上の区域 (3) 地すべり ア　地すべり区域(地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域) イ　地すべり区域下端から、地すべり地塊の長さに相当する距離（250ｍを超える場合は250ｍ）の範囲内の区域

13土砂災害特別警戒区域	◆　設定の基準 知事が「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき指定する警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損害が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき区域として次の基準に該当するもの (1) 急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動または堆積により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある損壊を生じることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (2) 土石流により建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石流に対して市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域 (3) 地すべり地塊のすべりに伴って生じた土石等の移動により力が建築物に作用した時から30分間が経過したときにおいて建築物に作用すると想定される力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る土地の区域

第 7　火災対策

●災害危険区域

■ 7－1－1　防火重点地域

番号	地　区　名	地　域　（自　治　会）
1	宮　市　地　区	松崎町の一部
2		宮市町及び迫戸町の一部
3		上天神町及び栄町二丁目の一部
4	三　田　尻　地　区	自力町及び三田尻本町の一部
5	中　関　地　区	新地
6	向　島　地　区	郷ヶ崎第１・第２、郷ヶ崎中、郷ヶ崎西及び中村の一部
7	西　浦　地　区	新地西及び里木舟の一部
8		新地東及び里木舟の一部
9	富　海　地　区	中市、浦開作、小路口及び東浜の一部
10	大　道　地　区	大繁枝の一部
11	野　島　地　区	野島西の一部
12		野島中及び野島東の一部

○防火重点地域設定基準

1	水槽付消防ポンプ自動車の進入が可能な道路から地域の中心までが５０ｍ以上の消防活動が困難である地域
2	中心部から１４０ｍ以内において水利部署が困難である地域
3	木造建築物が多く存在し延焼危険が高く、気象条件により大規模火災に進展する危険性が高いと判断される地域を単位とし、１０，０００㎡を超える地域
4	その他、避難上、火災防御上困難性のある地域

●防災組織

■ 7－2－1　防府市の消防組織及び編成

1　組織

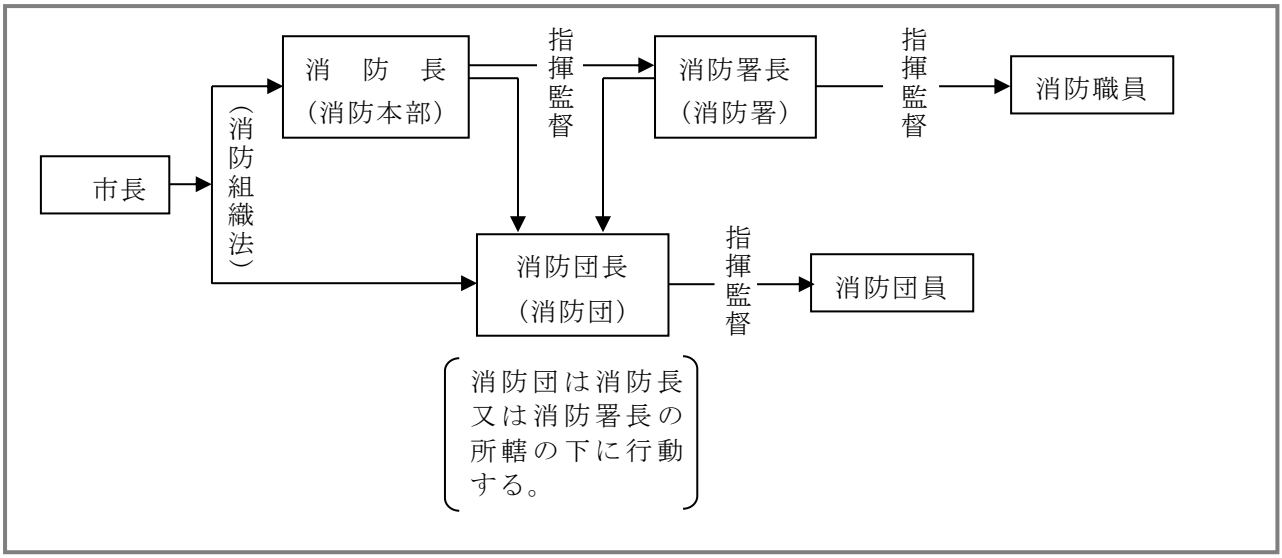

2　部隊編成

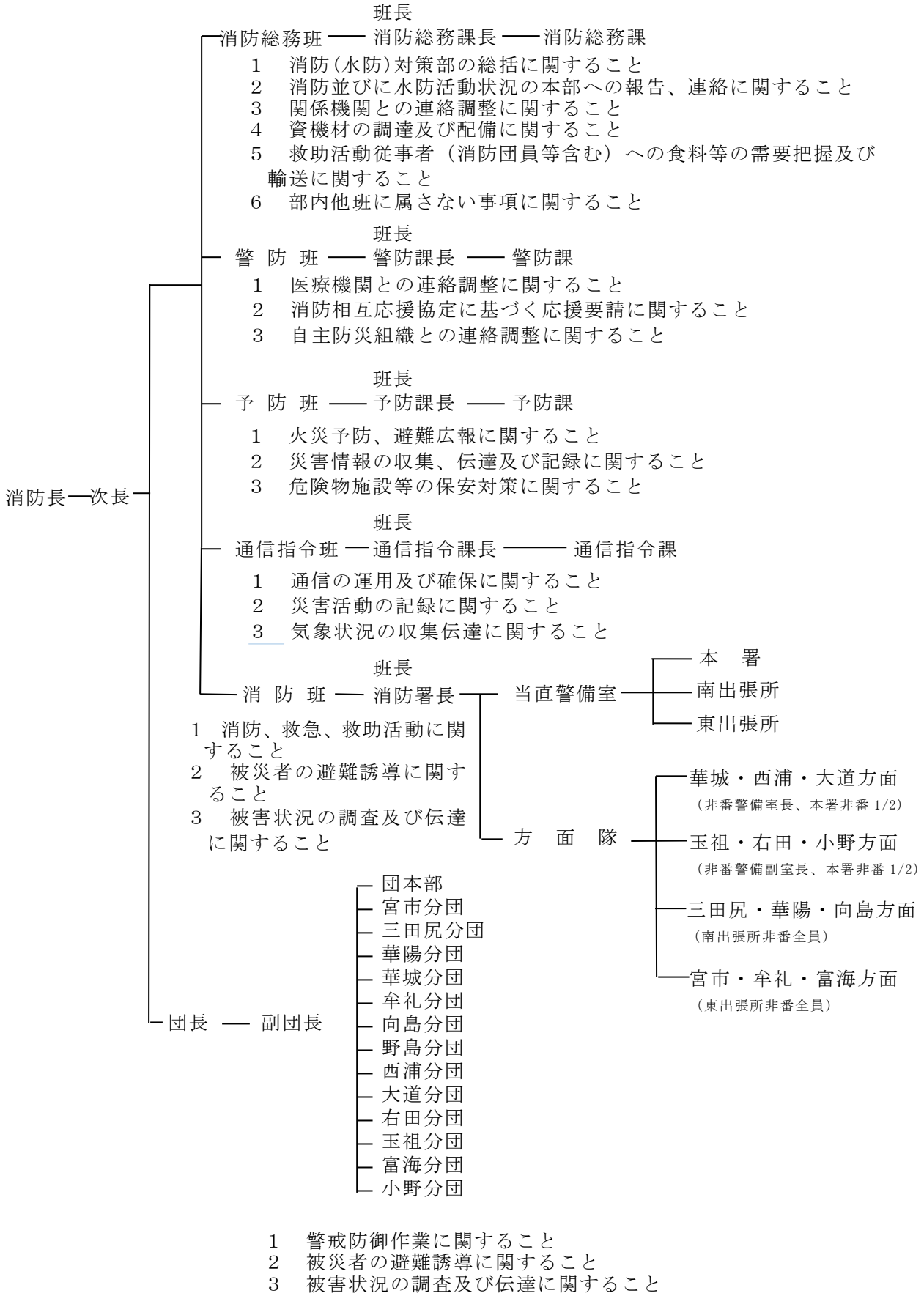
消防長
次長
消防総務班
班長
消防総務課長
消防総務課
1　消防(水防)対策部の総括に関すること
2　消防並びに水防活動状況の本部への報告、連絡に関すること
3　関係機関との連絡調整に関すること
4　資機材の調達及び配備に関すること
5　救助活動従事者（消防団員等含む）への食料等の需要把握及び輸送に関すること
6　部内他班に属さない事項に関すること
警防班
班長
警防課長
警防課
1　医療機関との連絡調整に関すること
2　消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること
3　自主防災組織との連絡調整に関すること
予防班
班長
予防課長
予防課
1　火災予防、避難広報に関すること
2　災害情報の収集、伝達及び記録に関すること
3　危険物施設等の保安対策に関すること
通信指令班
班長
通信指令課長
通信指令課
1　通信の運用及び確保に関すること
2　災害活動の記録に関すること
3　気象状況の収集伝達に関すること
消防班
班長
消防署長
1　消防、救急、救助活動に関すること
2　被災者の避難誘導に関すること
3　被害状況の調査及び伝達に関すること
当直警備室
本　署
南出張所
東出張所
方面隊
華城・西浦・大道方面
（非番警備室長、本署非番 1/2）
玉祖・右田・小野方面
（非番警備副室長、本署非番 1/2）
三田尻・華陽・向島方面
（南出張所非番全員）
宮市・牟礼・富海方面
（東出張所非番全員）
団長
副団長
団本部
宮市分団
三田尻分団
華陽分団
華城分団
牟礼分団
向島分団
野島分団
西浦分団
大道分団
右田分団
玉祖分団
富海分団
小野分団
1　警戒防御作業に関すること
2　被災者の避難誘導に関すること
3　被害状況の調査及び伝達に関すること

■ 7－2－2　消防本部及び消防団の人員

1　消防本部

令和６年７月１日現在

消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他の職員	合計
1	8	31	31	30	4	37	1	143

2　消防団

令和６年７月１日現在

区分		団長	副団長	団本部長及び分団長	団副本部長及び副分団長	部長	副部長	班長	副班長	団員	計
本部		1	2	1	2	1				1	8
分団	宮市			1	1	2	4	4	4	21	37
	三田尻			1	1	2	4	4	4	20	36
	華陽			1	1	2	4	4	4	17	33
	華城			1	1	2	3	3	3	17	30
	牟礼			1	1	2	3	3	3	16	29
	向島			1	1	2	2	3	2	9	20
	野島			1	1	2	2	2		1	9
	西浦			1	1	2	3	3	3	13	26
	大道			1	1	2	4	4	4	16	32
	右田			1	1	2	3	3	3	13	26
	玉祖			1	1	2	2	3	2	10	21
	富海			1	1	2	2	3	2	7	18
	小野			1	1	1	4	4	4	16	31
計		1	2	14	15	26	40	43	38	177	356

■ 7－2－3　火災に対する消火体制

1　小火建物火災・車両火災・船舶火災・その他火災出動体制（表１）

管轄	署所	第１次出動	第２次出動
本署管内	本　署	指揮車・タンク車・ポンプ車	（表２）のとおり
	南出張所		
	東出張所		
南管内	本　署	指揮車	
	南出張所	タンク車・ポンプ車	
	東出張所		
東管内	本　署	指揮車	
	南出張所		
	東出張所	タンク車・ポンプ車	
通信指令課		○小火建物火災 ・延焼していない旨の通報内容の場合 ・高所カメラで黒煙が認められない場合 ○地元消防団の出動 （車両火災を除く）	○第１次出動隊長等が建物火災の出動途上において黒煙を認めた場合又は応援要請が必要と判断したとき

※　事前命令：高速道路上の車両火災は（表２）のとおりとする。

2　建物火災・林野火災・航空機火災・トンネル火災　出動体制　（表２）

管轄	署所	第１次出動	第２次出動	第３次出動	第４次出動
西部方面	本署	指揮車 タンク車・ポンプ車 救助工作車・救急車 ※（水槽・はしご車）		タンク車	待機車両は 必要に応じ出動
	南	タンク車・ポンプ車		タンク車	
	東		タンク車・ポンプ車	ポンプ車	待機車両は 必要に応じ出動
東部方面	本署	指揮車 タンク車・ポンプ車 救助工作車・救急車 ※（水槽・はしご車）		タンク車	待機車両は 必要に応じ出動
	南		タンク車・ポンプ車	タンク車	待機車両は 必要に応じ出動
	東	タンク車・ポンプ車		ポンプ車	

高速道路	本署	指揮車 タンク車・ポンプ車 救助工作車・救急車 ※（水槽車等）	待機車両は 必要に応じ出動		
通信指令課		・高速道路上の火災 常備消防のみ出動 ・建物及び林野火災 地元分団の出動 ・航空機火災 必要に応じ、 地元分団の出動 ・必要に応じ、 第１次 非常招集	①必要に応じ、 第１次非常招集 ↓ ②要請により、 出動 ↓ ③必要に応じ、 第２次非常招集 ・必要に応じ、 団本部・隣接２個 分団出動	※第３次 非常招集 ・必要に応じ、 分団追加出動	※第４次 非常招集 ↓ 消防長特命出動 ・必要に応じ、 分団追加出動

※　事前命令

① 第１次出動の本署救急車は、当直隊で編成された１隊とする。

② 非常招集の場所は、別命の無い限り所属署所とする。

③ 第１次非常招集とは、本署救急隊・消防隊各１隊の招集とする。

④ 第２次非常招集とは、特別分隊編成のために必要な職員（本署１２人・南出張所３人、東出張所３人）を招集し、全職員を自宅待機とする。

⑤ 第３次非常招集とは、毎日勤務者を除く職員全員の招集とする。

⑥ 第４次非常招集とは、全職員を招集する。

⑦ 中高層建物の事案は、その状況に応じたはしご車を出動させる。

⑧ 林野・高速道路、無水利地区等の出動車両の追加（水槽車等）は、警備室長の判断とし、防災ヘリの要請は、通信指令課長が行うものとする。

⑨ トンネル警報盤の発報は、第１次出動とする。

⑩ トンネル火災の部署は、直近部署隊は先着予想位置とし、後着予定隊にその部署位置を通知して両方向から活動することを基本とする。行政区域を跨いだトンネルは、管轄側に部署し、管轄外を管轄する消防本部に出動要請をする。

■ 7－2－4　周辺地域の私設消防隊

地区名	消防隊名	隊員数	結成年月日	ポンプ種別
小野	久兼	23	S41. 1.15	ラビットP382M C-1級
〃	真尾	22	S44.1.1	ラビットP380L C-1級
〃	和字	10	〃	トーハツV25BS B-3級
〃	中山	12	〃	ラビットP382M C-1級
〃	奈美	20	S40.9.1	ラビットP382M C-1級
〃	鈴屋	11	S41.1.1	ラビットP382M C-1級
大道	切畑自警団	53	S30.4.10	ラビットP303 C-1級
〃	旦東 大繁枝 開作	22	H2.4.1	シバウラFT400 B-3級
〃	下津令地区自治 消防団	19	S30.4.10	ラビットP380L C-1級
合計		192		

●防災物資・施設・資機材

■ 7－3－1　消防用車両等現有台数

1　消防本部・消防署

令和６年７月１日現在

車名	種別	ポンプ型式	ポンプ性能	乗車定員	購入年月日	その他
11号	指揮車			６人	平成27年３月	四輪駆動車
13号	はしご車			６人	令和３年１２月	30m級はしご
14号	救助工作車			６人	平成19年３月	四輪駆動車
15号	資機材搬送車			２人	平成30年１月	2.9ｔ吊り3段ブーム クレーン付き
16号	小型動力 ポンプ付水槽車	富士ロビン P555DAN	B2級	２人	令和３年３月	水槽10,000ﾘｯﾄﾙ
17号	資機材搬送車			５人	平成21年２月	四輪駆動車
21号	消防 ポンプ自動車	吉谷 F5	A2級	５人	平成22年４月	B-3級可搬ポンプ積載
22号	消防 ポンプ自動車	モリタ MZ1	A2級	５人	平成31年2月	水槽600ﾘｯﾄﾙ C-1級可搬ポンプ積載
23号	水槽付消防 ポンプ自動車	日本機器 ALR3	A2級	６人	令和２年３月	水槽2,000ﾘｯﾄﾙ
25号	化学消防 ポンプ自動車	日本機械 R-3	A2級	６人	平成24年３月	水槽1,300ﾘｯﾄﾙ 薬液槽500ﾘｯﾄﾙ
27号	高規格救急車			７人	令和２年２月	四輪駆動車
28号	高規格救急車			７人	令和３年２月	四輪駆動車
29号	高規格救急車			７人	平成29年３月	四輪駆動車
本部 2	広報車			８人	平成29年１月	四輪駆動車
総務 1	マイクロバス			26人	平成12年８月	
総務 2	普通乗用車			８人	平成23年３月	リース車両
総務 3	普通乗用車			５人	平成23年３月	リース車両
予防 1	普通乗用車			７人	平成23年３月	リース車両
予防 2	軽乗用車			４人	平成25年２月	リース車両
予防 3	小型貨物車			５人	平成23年３月	リース車両
警防 1	普通乗用車			７人	令和5年11月	プラグインハイブリッド

2　南出張所

車名	車種	ポンプ型式	ポンプ性能	乗車定員	購入年月日	その他
31号	消防ポンプ自動車	モリタ MD260A	A2級	６人	平成22年３月	B-3級可搬ポンプ積載
32号	水槽付消防ポンプ自動車	モリタ MZ1	A2級	５人	令和5年12月	水槽800ﾘｯﾄﾙ
35号	化学消防ポンプ自動車	モリタ MZI	A2級	６人	平成26年３月	水槽1,300ﾘｯﾄﾙ 薬液槽500ﾘｯﾄﾙ
37号	高規格救急車			７人	平成30年２月	四輪駆動車
38号	高規格救急車			７人	平成22年１月	四輪駆動車
本部3	広報車			４人	平成31年１月	四輪駆動車

3　東出張所

車名	車種	ポンプ型式	ポンプ性能	乗車定員	購入年月日	その他
41号	消防ポンプ自動車	日本ドライ ND-2A	A2級	６人	平成12年12月	C-1級可搬ポンプ積載
42号	消防ポンプ自動車	吉谷 F33A-119	A2級	５人	平成29年３月	水槽700ﾘｯﾄﾙ
43号	水槽付消防ポンプ自動車	モリタ ME-5	A2級	６人	平成24年11月	水槽1,500ﾘｯﾄﾙ
47号	高規格救急車			７人	平成27年２月	四輪駆動車
本部1	広報車			５人	平成19年２月	

■ 7－3－2　文化財等の防火施設の現況

令和４年７月１日現在

指定区分	文化財名称	所在	連絡先	消火器	消火栓	自動火災報知設備	放水銃
国	周防国一宮造替神殿宝物等目録	玉祖神社	21-3915	○			
	阿弥陀寺の湯屋ほか	阿弥陀寺	38-0839	○	○	○	○
	旧毛利家本邸ほか	毛利邸	22-0001	○	○	○	
	国分寺金堂ほか	国分寺	22-0996	○	○	○	○
	「萩往還」三田尻御茶屋旧構内	英雲荘	25-2237	○	○	○	○
県	防府天満宮大専坊跡ほか	防府天満宮	23-7700	○	○	○	
市	木造薬師如来坐像	中山薬師堂	36-0601	○			
	木造釈迦如来坐像	普明寺跡	36-0713	○			
	木造荒神立像ほか	普門寺	36-0042	○			
	木造阿弥陀如来坐像	徳性寺	21-5887	○			
	獅子頭２頭	熊野神社	22-2951	○			
	木造十一面観世音菩薩立像	木部観音堂	21-5349	○			
	木造地蔵菩薩立像ほか	極楽寺	38-0602	○		○	
	木造観世音菩薩立像ほか	定念寺	22-0421	○			
	金銅毘盧舎那仏坐像ほか	満願寺	22-5225	○			
	越氏塾資料	華浦小学校（養心館）	22-0114	○			
	木造地蔵菩薩坐像ほか	天徳寺	22-2854	○			
	宇佐八幡宮本殿・拝殿	宇佐八幡宮	36-1154	○			
	紙本毛利元就像	太平寺	25-5180	○			
	周防国府跡出土木簡	文化財郷土資料館	25-2237	○	○	○	
	末田窯業の生産工房及び登窯	文化財郷土資料館	25-2237	○		○	

■ 7－3－3　森林消防隊の組織及び装備

1　組織

	隊長	小　隊	分　隊	隊　員(名)		人　員(名)	
防府市森林消防隊	隊長 消防団副団長	第１小隊長　宮市分団	第１分隊長 三田尻分団	宮市分団	5	1	23
				三田尻分団	5		
			第２分隊長 華陽分団	向島分団	5		
				華陽分団	5		
		第２小隊長　大道分団	第３分隊長 西浦分団	華城分団	5		23
				西浦分団	5		
			第４分隊長 大道分団	大道分団	10		
		第３小隊長　牟礼分団	第５分隊長 牟礼分団	牟礼分団	10		23
			第６分隊長 富海分団	富海分団	10		
		第４小隊長　小野分団	第７分隊長 右田分団	玉祖分団	5		28
				右田分団	5		
			第８分隊長 小野分団	小野分団	15		
人員(名)	1	4	8		85	98	

2　装備

品名	計画数量	現在数量	品名	計画数量	現在数量
チェンソー	4	19	手おの	98	44
草刈機	4	1	スコップ	20	54
のこ	98	43	ロープ	98	113
厚かま､薄かま	98	161	拡声器	4	3
水そう	15	9			
ジェットシューター		175			
ライト	98	49			

■ 7－3－4　化学消火剤の所在状況

令和４年７月１日現在

	防府市消防本部	周南地区化学消火剤共同備蓄会
たん白泡剤	220 リットル	0 リットル
水溶性液体用泡剤	1,180 リットル	0 リットル
合成界面活性剤	10,400 リットル	0 リットル
水成膜泡剤	0 リットル	0 リットル

■ 7－3－5　消防資機材の貸付け手続き

借受側（市）の手続き	山口県「災害対策用資機材貸付け申請書（様式第1号）」を、空中消火用資機材にあっては防災危機管理課長へ、農林水産事務所又は農林事務所（森林部）所有資機材にあっては関係（最寄りの）農林水産事務所又は農林事務所森林部長に提出する。 ただし、事態が急迫している場合は、口頭又は電話により行い事後速やかに申請書を提出する。
連絡先	◆　勤務時間内 山口県防災危機管理課（ＴＥＬ　０８３－９３３－２３６０） 岩国農林水産事務所　（　〃　０８２７－２９－１５６５） 周南　〃　（　〃　０８３４－３３－６４６１） 山口　〃　（　〃　０８３－９２２－６７００） 美祢　〃　（　〃　０８３７－５２－１０７１） 下関農林事務所　（　〃　０８３－７６６－１１８２） 萩農林水産事務所　（　〃　０８３８－２２－３３６６） ◆　勤務時間外 防災危機管理課長宅（守衛室経由） 農林水産事務所又は農林事務所森林部長宅（森林づくり推進課長宅）
借用証の提出	借受に係る資機材を受領するときは、「資機材借用証(別記様式第２号)」を、防災危機管理課長又は農林水産事務所又は農林事務所森林部長（以下「貸付者」という。）あてに提出する。
貸付け条件	１　貸付資機材については、借受者の責任において管理する。 ２　災害派遣要請に基づき出動した自衛隊、他市町、他県等からの応援者が使用する場合は派遣を要請した市町長に貸付ける。 ３　借受者は、借受資機材の輸送、使用に係る燃料等の補給に要する経費を負担する。 ４　借受資機材を滅失又は破損したときは、貸付者に報告し、その指示に従い、借受者において補てん又は修繕を行なう。ただし、借受者の責任でないことが明らかであると貸付者が認めた場合はこの限りでない。 ５　借受者は、借受資機材を目的外に使用してはならない。 ６　その他貸付者が必要と認めた事項

●条例等

■ 7－4－1　山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣旨）

第１条　この要領は、山口県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第１４条第４項の規定により、山口県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の緊急運航に関して必要な事項を定めるものとする。

（他の規定との関係）

第２条　緊急運航については、要綱及び山口県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「応援協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（緊急運航の基準）

第３条　緊急運航基準は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 災害応急活動

ア　被害状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害、又はガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等が発生又は発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があるとき。

イ　救援物資等の緊急搬送

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、食料、衣料その他の生活必需品・復旧資機材等の救援物資､医薬品、人員等を緊急に搬送する必要がある場合。

ウ　災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要がある場合。

エ　その他

消防防災ヘリによる災害応急活動が有効と認められる場合。

(2) 火災防御活動

ア　林野火災等における空中からの消火活動

消防防災ヘリによる消火がより効果的である場合。

イ　被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査、情報収集活動を行う必要がある場合。

ウ　消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、消防防災ヘリによる人員、資機材等の搬送がより有効である場合。

エ　その他

消防防災ヘリによる火災防御活動が有効と認められる場合。

(3) 救急活動（必要により医師の搭乗）

ア　事故又は急病等による搬送

事故又は急病等に起因して重症が疑われ、又は離島、山村等から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、覚知から病院搬送までの時間を短縮できる場合。

イ　傷病者発生地への医師の搬送及び医療器材等の輸送

離島、山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、器材等を搬送する必要がある場合。

ウ　高度医療機関への傷病者の転院搬送

遠隔地の高度医療機関へ緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認める場合。

エ　その他

消防防災ヘリによる救急活動が有効と認められる場合。

(4) 救助活動

ア　河川、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故又は山岳遭難事故等において、消防防災ヘリによる対応がより有効な場合。

イ　中高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要な場合。

ウ　山崩れ等の災害において、陸上から接近できない被害者等の救出

大雨による山崩れ等により、陸上からの救出が困難で、救出が緊急に必要な場合。

エ　その他

消防防災ヘリによる救助活動が有効と認められる場合。

(5) 広域航空消防防災応援活動

消防組織法第44条（昭和22年法律第226号)、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱（昭和61年５月30日付け消防救第61号)、中国５県の相互応援協定（平成７年７月締結)、中国・四国９県の相互応援協定（平成７年12月締結)、九州・山口９県の相互応援協定（平成７年11月締結）等に基づく要請があった場合。

２　前項の場合において、前項(1)アと前項(1)ア以外の各号いずれにも該当する場合及び前項(1)アの活動中に前項(1)ア以外の各号に該当することとなった場合については、前項(1)ア以外の各号に該当する場合を優先するものとする。

（緊急運航の要請）

第４条　緊急運航の要請は、緊急運航を要する事態が発生した市町、消防本部（局）又はその他の関係機関（以下「市町等」という。）の長が、航空センター所長（以下「運航責任者」という。）に対し行うものとする。

（緊急運航要請の手続き）

第５条　前条の緊急運航の要請は、航空センター（特別な場合は山口県防災危機管理課）に対して電話で要請の後、山口県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第１号）をＦＡＸで提出するものとする。

なお、要請者は電話での要請時に次の情報を報告するものとする。

(1) 災害発生場所

(2) 災害等の内容

(3) その他必要と判断する情報

（緊急運航の決定）

第６条　運航責任者は、第５条の規定による緊急運航の要請を受けたときは、緊急運航を要する事態の状況及び気象状況等を確認の上、出動の可否を決定するとともに、運航責任補助者（）防災危機管理課長及び消防防災ヘリ運航委託業者のうち運航責任者が指定する職員）又は隊長若しくは副隊長（以下「運航責任補助者等」という。）に対し、緊急運航の可否及びその他必要な事項を指示するものとする。

２　運航責任補助者等が前項の指示を受けたときは、直ちに緊急運航を要請した市町等の長（以下「要請者」という。）に対し、緊急運航の可否を連絡するとともに、速やかに要請内容に対応する出動体制を行うものとする。

（受入体制）

第７条　要請者は、航空センターと緊密な連絡を図るとともに、当該要請者の定める災害現場等の

最高指揮者に消防防災ヘリの航空消防活動指揮者と緊密な連絡を取らせるものとする。

また、要請者は、必要に応じ次の体制を整えるものとする。

(1) 離着陸場の確保及び安全対策

(2) 傷病者の搬送先の離着陸場及び病院等への搬送手配

(3) 空中消火を必要とする場合は、給水場所の確保

(4) その他必要な事項

（情報連絡及び報告）

第８条 航空消防活動指揮者は、消防防災ヘリの搭乗中に得た情報等を運航責任者に報告するとともに、帰還後、緊急運航報告書（様式第２号）を作成し、速やかに防災危機管理課長に報告しなければならない。

２ 防災危機管理課長は、緊急運航を行った場合及びその他重要事項について、直ちに総括管理者に報告するものとする。

３ 防災危機管理課長が災害等の状況を把握する必要があると認めるときは、災害等が収束した後、要請者に対して、災害等状況報告書（様式第３号）により報告を求めることができるものとする。

（運航不能時）

第９条 防災危機管理課長は消防防災ヘリの運航不能時等の場合は、隣接県市の消防防災ヘリコプター若しくは自衛隊に派遣を要請するものとする。

なお、この場合において、本要請中の消防防災ヘリは応援ヘリコプターと読み替えるものとする。

附　則

この要領は、平成12年５月24日から施行する。

附　則

この要領は、平成14年５月27日から施行する。

附　則

この要領は、平成18年３月20日から施行する。ただし組織の改編により「消防防災課」を「防災危機管理課」と改称した箇所は、平成18年４月１日から適用する。

附　則

この要領は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成26年11月17日から施行する。

附　則

この要領は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和３年２月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

●火災対策

■ 7－5－1　火災気象通報・火災警報の連絡系統

1　勤務時間内

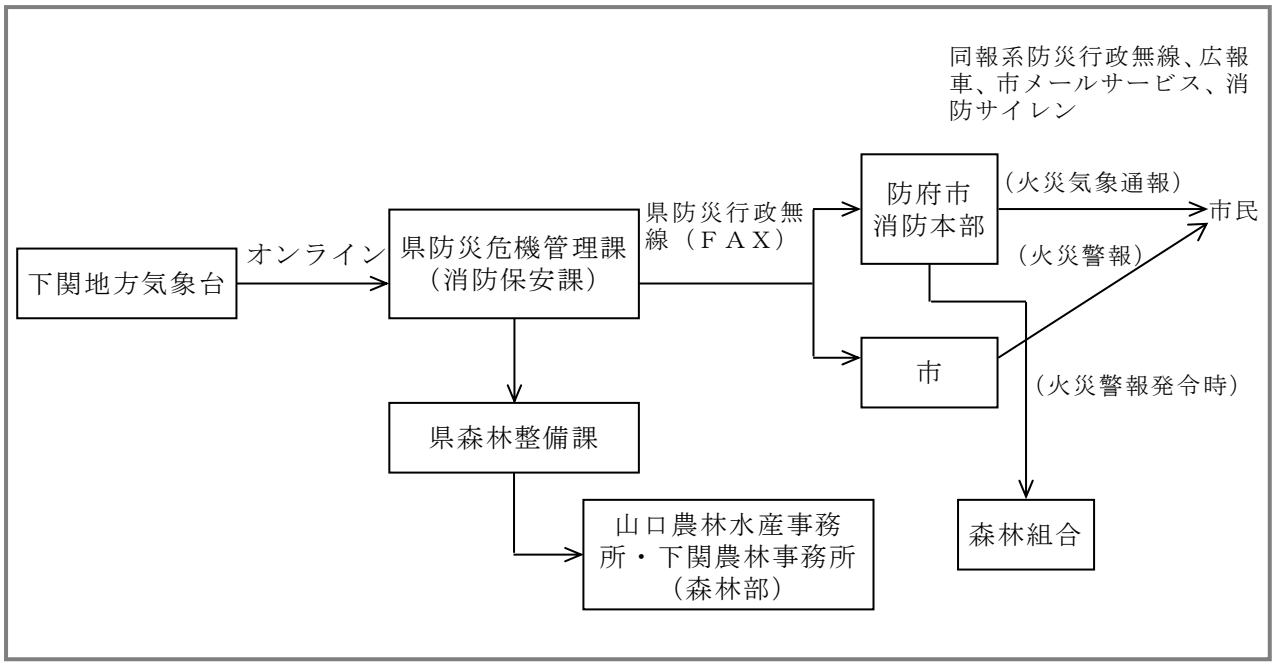

2　勤務時間外

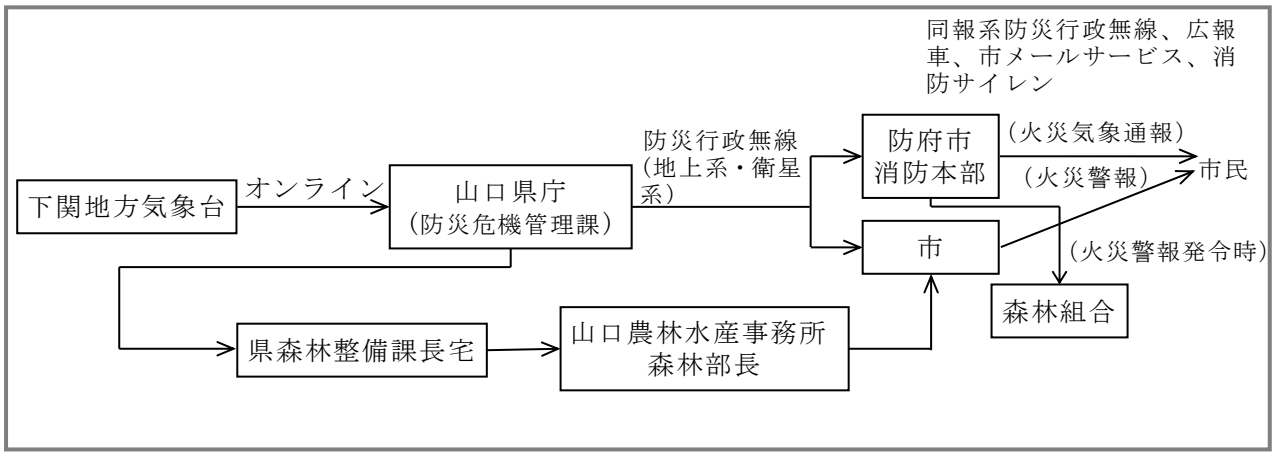

■ 7－5－2　火災発生時の避難指示等

火災の延焼拡大、危険物等の漏えい、流出、爆発等の危険が予想される場合において、住民の身体生命の保護のため、必要に応じ避難指示、誘導を実施する。

一般的な避難判断基準	1　火災 (1) 延焼拡大の危険があり、人的被害が生じると予想されるとき。 (2) 延焼拡大地域の風下に隣接し、延焼危険の大きいとき。 2　危険物の流出 危険物が流出し、爆発、炎上等の災害が発生し、又は発生が予想され人的被害が生じるおそれがあるとき。 3　ガス等の漏えい 燃焼ガス、有毒ガス等が広域にわたり流出し、爆発その他人的被害が予想されるとき。
市長等の避難指示等	共通編第３編第８章第１節「避難指示等の発令」参照
避難場所・避難誘導	避難対策については共通編第３編第８章第２節「避難誘導」及び第４節「避難場所等の設置・運営」参照 なお、火災に関して留意する事項は以下のとおりである。 1　避難場所の決定 市指定避難場所のうち、火災現場より風上、風横にある公共施設及び広場を選定する。 2　避難順位 火災現場の風下に位置する住民のうち要配慮者を優先する。 3　避難方法等 火災現場付近は、極度に混乱することが予想されることから、車両等を使用しないで徒歩を原則とする。 4　避難経路 比較的時間的な余裕もあることから、安全にしかも消防活動を阻害しないで避難できる経路を選定する。 5　避難誘導 消防団員、市職員によるほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て実施する。 6　避難場所・避難跡地の警戒 警察官、市職員及び消防団員を中心に行い、避難者の実態把握と避難場所・避難跡地の防犯活動を実施する。

■ 7－5－3　林野火災対応

事象の経過	市・消防機関の対応	関係機関の対応
異常気象	警戒体制措置 1　火災警報の発令 2　広報の実施 3　森林パトロールの強化 4　出動準備体制 (1) 消防車両、資機材等の点検整備 (2) 指揮命令系統の確認 (3) 職員、団員の招集準備 (4) 車両の移動配置準備	1　下関地方気象台 「火災気象通報」の発表 2　山口県 (1) 防災危機管理課 市・消防本部、森林整備課へ「火災気象通報」の伝達 (2) 山口農林水産事務所森林部 森林保全巡視指導員によるパトロールの強化
出　火	覚知（通報受信） 1　覚知情報の伝達 2　出動 (1) 火災初期における防御体制 ア　職員、団員の非常招集 イ　現場指揮本部の開設 ウ　車両部署、水利部署位置の選定 エ　消火隊員の進入位置、注水位置の選定 オ　現場全体の状況把握と飛火警戒 3　県消防防災ヘリコプター出動要請	覚知情報入手 1　県の対応 (1) 消防防災ヘリコプターによる状況把握 (2) 自衛隊への通報・協議 (3) 県警察ヘリによる状況把握要請 (4) 市町からの情報収集 (5) 関係先連絡 (6) 下関地方気象台からの情報収集 2　森林組合等 3　隣接市・消防機関 (1) 警戒体制 (2) 応援出動準備 ア　応援隊員の確保 イ　資機材の確保と点検 ウ　応援隊輸送準備
火災拡大	1　広域応援要請（隣接・他県消防） 2　県知事への自衛隊派遣要請の求め、自衛隊への災害状況の通知3　空中消火準備 (1) ヘリポート位置の決定、設営 (2) 水利の選定 (3) 空中消火基地要員の準備 (4) 隣接市等から空中消火資機材の確保 ア　水のう イ　消防ポンプ車 ウ　無線通信設備 4　付近住民に対する広報と協力要請 5　危険地域住民に対する避難指示 6　県消防防災ヘリ応援、広域応援、自衛隊応援に係る必要な受援体制の確立 (1) 指揮・連絡調整体制の確立 (2) 補給体制の確立 (3) 通信体制の確立 (4) 宿泊施設の確保 (5) 必要資機材の確保	県の対応 1　消防防災ヘリコプターによる空中消火 2　隣接県への広域応援要請 (1) 消防庁への要請 (2) 隣接県防災危機管理課への連絡 3　自衛隊災害派遣要請 (1) ヘリコプター・要員の派遣 (2) 消火資機材の搬送 (3) 地上部隊員の派遣 4　消火活動基地に防災危機管理課職員を連絡調整要員として派遣
鎮　圧	1　残火処理 (1) 再発防止対策 ア　残火処理部隊の編成 イ　警戒要員の配置 2　関係機関への連絡	県の対応 1　関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2　派遣部隊撤収要請
鎮　火	1　関係機関への連絡 2　出動部隊の撤収 (1) 部隊人員、負傷者の確認 (2) 使用資機材の点検 3　火災調査 (1) 火災原因関係 (2) 火災防御鎮圧活動関係	県の対応 1　関係機関への報告等 (1) 消防庁、林野庁 (2) 部隊派遣関係県 (3) 自衛隊部隊派遣先 2　警察の対応 (1) 火災原因の究明等

■ 7－5－4　空中消火の実施

【ヘリコプターの要請】

1　山口県防災ヘリコプター

　山口県防災航空センターへ連絡

2　陸上自衛隊航空機

　要請に当たっては、次のことを十分考慮する。

（1）空中消火を実施する時間帯は日の出から日没までであること。

（2）要請したヘリコプターが現地に到着するのに要する時間。

（3）空中消火基地（給水・薬剤補給活動拠点）設営の準備に要する時間

（4）空中消火用資機材（水のう・薬剤等）の集積に要する時間

（5）林野火災発見から陸上自衛隊航空機出動までの手順

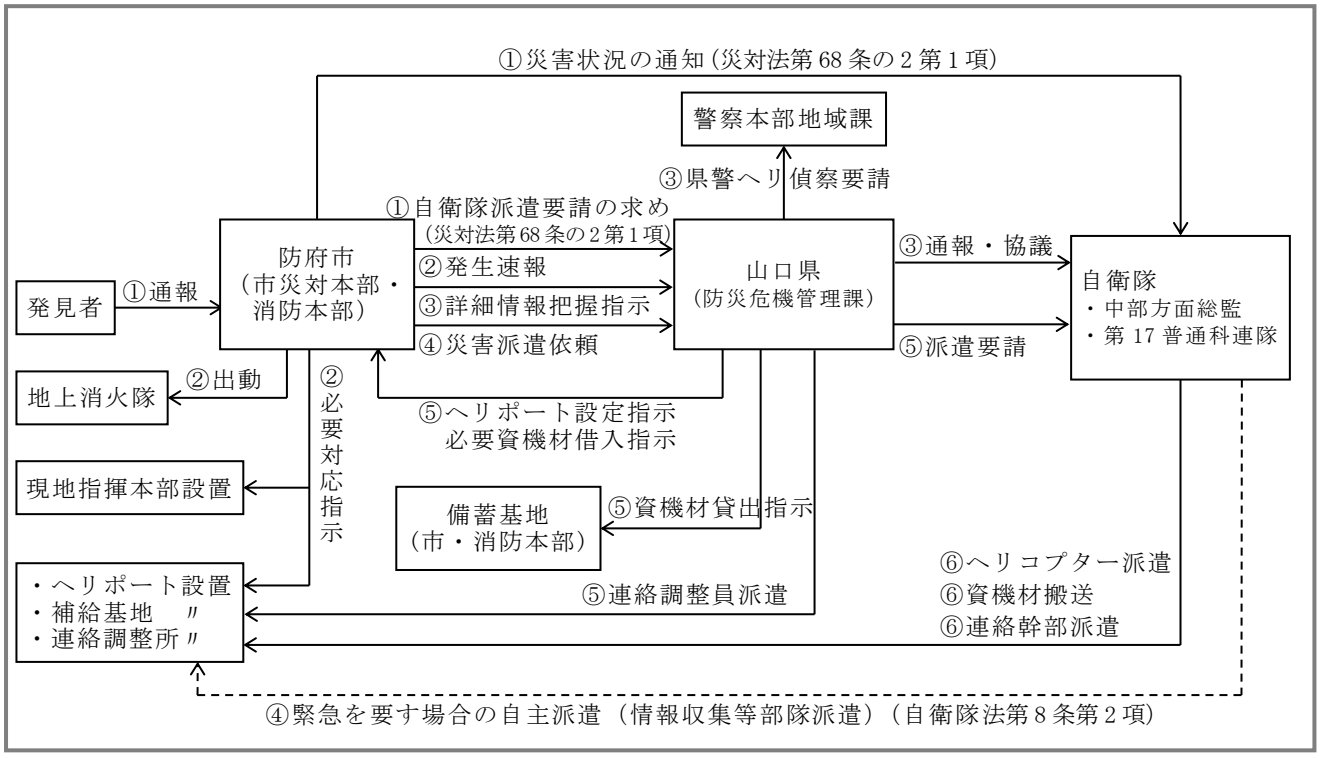

1　空中消火活動体制

現地指揮本部

(1) 現地指揮本部は、空中消火を効果的に実施するため、地上消火隊と空中消火隊の連携を図り、統一的な指揮をとる。

自衛隊が派遣された場合、現地に自衛隊連絡調整所を設置することになるが、指揮本部の機能を充実して対応することもできる。

(2) 現地指揮本部の空中消火に関する任務

ア　情報統括

上空偵察用航空機、空中消火用ヘリコプター、地上消火隊及びその他の関係機関からの情報収集及び情報の統括を行う。

イ　空中・地上消火隊との活動統制

防御戦術の実施に際して、各消火隊が有機的に活動できるよう関係機関との間の連絡調整を図る。この場合自衛隊の災害派遣部隊指揮者との連絡調整の円滑化に特に配慮する。

補給基地ヘリポート

(1) 補給基地ヘリポートの選定

補給基地ヘリポートの設置場所は、火災現場及び現地指揮本部に近く、資機材及び人員輸送等のための車両の進入が容易で、おおむね次の条件を満たす平坦な場所を選ぶ。

ア　ヘリコプターの不時着あるいは吊下物の落下を考慮し、離着陸方向に人家、道路等がない場所であること。

イ　消火剤吊り下げ時は、風向に正対して離陸することが多いので、着陸方向以外にも障害物がない場所であること。

ウ　気流の安定した場所であること。

補給作業

(1) 補給作業体系

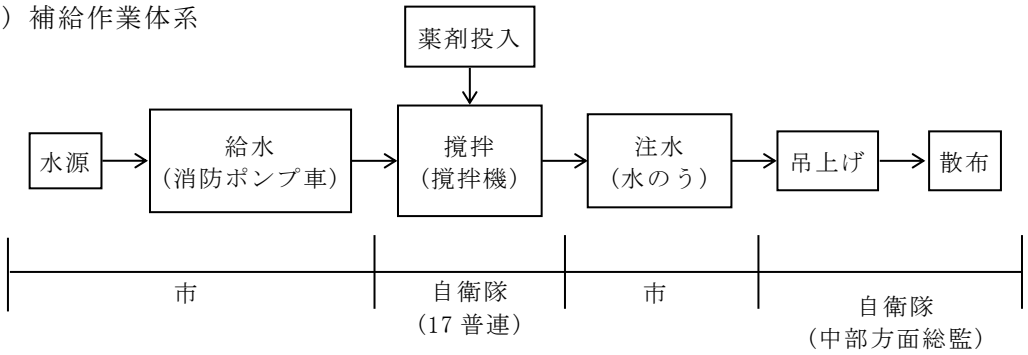

(2) 補給作業の内容

ア　給水作業

イ　薬剤準備・投入作業

ウ　撹拌作業

エ　消火剤注水作業

(3) 作業１個班の人数

市が受け持つ作業内容を上記とした場合の一般的人数は下記のとおり。

要員の確保に当たってはこれを目安に要員を確保するものであること。

班長	給水係	薬剤注入係	連絡警戒員	計	備考
1	4	4	6	15	消防無線・消防ポンプ車(１台)・防塵眼鏡・防塵マスク・ハンドマイク・手旗等用意

２　空地連絡体制

現地指揮本部の責任者、県からの派遣者及び自衛隊災害派遣部隊連絡幹部は、空中消火作業開始前、途中において次の事項について綿密に協議を行い空中消火作業に支障のないようにする。

空地連絡	上空と地上の間における連絡手段、要員の配備
偵察	火災の状況、空中消火区域など地図（地形・林相図等）に基づき十分打ち合せをし、必要により火災現場の調査飛行を行う。
地上消火隊との連携	効果的に消火活動が行われるよう火災現場の延焼状況、風向等を常に把握し、消火及び防御方法について地上消火隊との連携を図る。
消火効果の連絡	地上消火隊と緊密な連携をとり、空中消火薬剤の散布状況との効果を正確に把握する。

３　安全基準

空中消火活動時に当たっては、次の事項に十分注意し、事故の防止を図る。

一般的注意事項	(1) 作業開始前に連絡方法等について十分打ち合せた後、作業を開始すること。 (2) 作業時の服装は、行動しやすく安全を考慮したものを着用すること。 (3) ヘリコプターの行動には十分注意を払うこと。 (4) 補給基地及びヘリポートの周囲には、標識を立て関係者以外立ち入りを禁止するとともに、ヘリコプターの飛行経路下には注意標識を立てるなどして一般人の注意を喚起すること。 (5) 燃料（ガソリン、ヘリコプター燃料補給車等）の周囲50m以内は、火気の使用を禁止するとともに、常に火災予防に心がけ、火気の使用に細心の注意を払うこと。
ヘリコプター活動中の注意事項	(1) 飛行及び地上作業要領について、事前の連絡調整を十分行い、相互の意志の疎通を図ること (2) ヘリコプターから半径15m以内での火気の使用を禁止すること。 (3) ヘリコプターの離着陸地点付近及び離着陸方向は常に開放しておくこと。 (4) ローター回転中はヘリコプターの直前を横切ったり、みだりに接近しないこと。 (5) ヘリコプターに接近する場合は、誘導員（多くの場合自衛隊員）又はパイロットに連絡（合図）した後、前方から接近すること。

●災害情報の収集・伝達

■ 7－6－1　県への伝達（火災即報）個別基準

<table>
<tr><td>一般基準</td><td colspan="3">死者が３人以上生じたもの
死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
自衛隊に災害派遣を要請したもの</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個別基準</td><td rowspan="4">火　災</td><td>建物火災</td><td>(1) 特定防火対象物で死者の発生した火災
(2) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
(3) 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
(4) 特定違反対象物の火災
(5) 建築焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
(6) 他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災
(7) 損害額１億円以上と推定される火災</td></tr>
<tr><td>林野火災</td><td>(1) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
(2) 空中消火を要請又は実施したもの
(3) 住宅等へ延焼するおそれがあるもの</td></tr>
<tr><td>交通機関の火災</td><td>(1) 航空機火災
(2) タンカー火災
(3) 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
(4) トンネル内車両火災
(5) 列車火災</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>上記に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等</td></tr>
<tr><td>危険物に係る事故</td><td colspan="2">危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
1　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
2　負傷者が５名以上発生したもの
3　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
4　500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
5　海上、河川への危険物等流出事故
6　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故</td></tr>
<tr><td>原子力災害等</td><td colspan="2">1　原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
2　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
3　原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
4　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</td></tr>
<tr><td>その他特定の事故</td><td colspan="2">1　可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
2　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故</td></tr>
<tr><td>社会的影響基準</td><td colspan="3">一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</td></tr>
</table>

■ 7－6－2　市民広報

【災害情報】

- ◆ 気象情報
- ◆ 被害状況
- ◆ 危険区域の状況、警戒区域設定状況
- ◆ 安否情報
- ◆ 道路交通情報
- ◆ その他必要事項

【避難広報】

- ◆ 避難指示の出された地域の範囲等
- ◆ 避難先
  （指定緊急避難場所又は指定避難所の所在地、名称）
- ◆ 避難経路
- ◆ 避難の理由
  （危険切迫の理由）
- ◆ 避難上の留意事項
  （戸締まり、火気の点検、服装、携行品、集団避難等）
- ◆ 避難順位
- ◆ その他必要事項

■ 7－6－3　報道広報

【被害状況等】

- ◆ 消防活動の概況及び関係機関の対応状況等
- ◆ 災害危険区域等
- ◆ 避難、警戒区域設定状況
- ◆ 避難状況、災害に対する留意事項

●警戒区域の設定

■ 7－7－1　火災警戒区域・消防警戒区域の設定

（消防法第23条の２、第28条）

火災警戒区域の設定（消防法第23条の２）	消防長、消防署長又は警察署長（消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき）は、ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生し、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大きく、かつ火災が発生したならば人命、財産等に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは火災警戒区域を設定し、区域内での火気の使用を禁止し、総務省令で定める者以外の者に対して退去命令若しくは出入りの禁止若しくは制限を行う。
消防警戒区域の設定（消防法第28条）	消防吏員、消防団員又は警察官（消防吏員又は消防団員が現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員から要求があった場合）は、火災現場において、住民の生命又は身体の危険を防止するため及び消火活動、火災調査等のため、消防警戒区域を設定し、総務省令で定める者以外の者に対して退去命令又は出入りの禁止若しくは制限を行う。
設定・表示要領等	1　警戒区域の設定に当たっては、災害の種別、規模、被害等の要因を総合的に判断し、設定の時期、範囲、任務分担等を速やかに決定するとともに適切な表示や付近住民に対する広報等を実施する。 2　警戒区域を定めた場合は、掲示板、ロープ、赤色灯等を利用して区域を明示する。 掲示板による表示には、立入禁止の旨と実施責任者名（災害対策本部が設置された場合は市長又は権限を委任された者、その他の場合は、消防長又は消防署長）を明記し、必要に応じて区域設定理由、内容、範囲、期間等を付加する。 3　警戒区域には、関係者以外の者の立ち入り等の警戒と事故防止のため、所要の警戒員を配置し、携帯マイク、メガホン、ロープ、照明、赤色灯等を携行させて警戒、広報等を実施する。

第8　雪害対策

●災害対策

■ 8－1－1　雪害対策系統

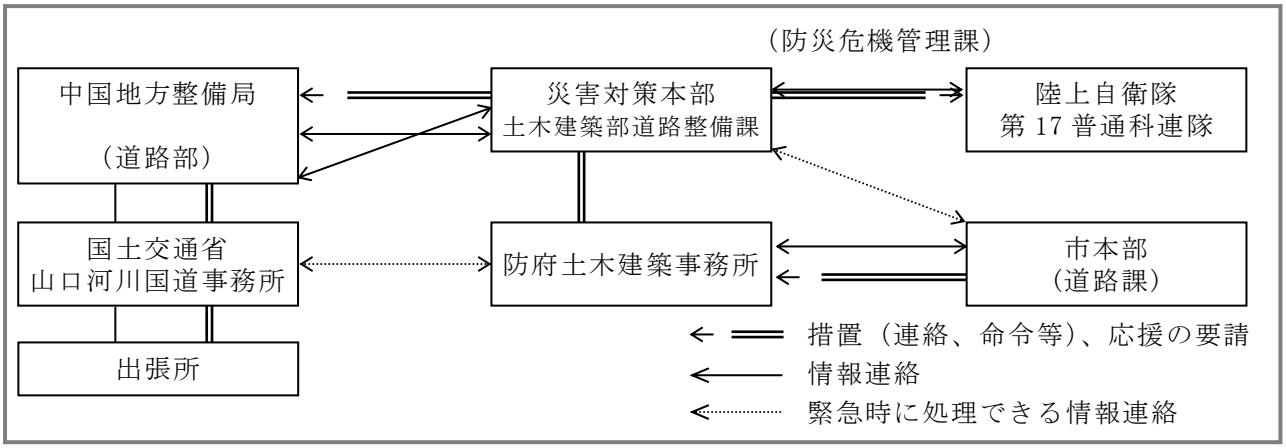

■ 8－1－2　県が行う除雪

県は、県管理道路のうち、除雪可能区間について機械除雪を実施し、冬季道路交通の確保を図るものとする

1　除雪区分

区　分	除雪路線の区分	除雪目標	緊急確保区分
第１種	日交通量おおむね1,000台以上の区間	２車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪時以外は常時交通を確保する。	異常降雪時においては５日以内に２車線確保を図る。
第２種	日交通量おおむね500～1,000台の区間	２車線幅員確保を原則とするが状況によっては１車線幅員で待避所を設ける。	異常降雪時には約10日以内に２車線又は１車線確保を図る。
第３種	日交通量おおむね500台未満の区間で次に該当するもの (1) 国道その他重要な路線 (2) 代替道路のない路線又はバス路線で民政安定上特に重要路線	１車線幅員で必要な待避所を設けることを原則とする。状況によっては一時交通不能となってもやむを得ない。	

2　除雪路線の指定

県は、毎年対策実施時期に、防府土木建築事務所管内の除雪道路及び除雪機械の配備を決定し、除雪実施体制を確立する。

第９　交通災害対策

●災害対策

■ ９－１－１　関係機関の実施する措置等（海上災害予防対策）

気　象　台	海上交通安全のための情報の充実 　気象台は、海上交通に影響を及ぼす台風、強風、波浪、高潮、霧、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗組員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。
運輸支局、海事事務所、海上保安部（港長）、港湾・漁港管理者	１　海上交通安全のための情報の充実 　海図、水路書誌等水路図誌の整備を図る。 　水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図る。 ２　船舶の安全な運航の確保 　発航前検査の励行、操練の適切な実施、航海当直体制の確保、船内の巡視制度の確立等について、運航労務監理官による監査及び指導を実施する。 　人的要因に係る海難防止等の観点から、条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため、外国船舶の監督（ポートステートコントロール：ＰＳＣ）を積極的に実施する。 　港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制の整備を図る。 　船舶の航行の安全を図るため、その通信手段を確保する。 ・小型船舶を運航する者は、船舶航行の安全を確保するため、通信手段の確保に努める。 ・国は、小型船舶の通信手段の普及を図るよう努める。 ・船舶の無線局（船舶局等）の開設者は、災害時において無線局が確実に機能するよう整備・点検に努める。 ・国は、船舶局等の検査体制の充実を図る。 ３　船舶の安全性の確保 　危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。 　船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から、サブスタンダード船の排除のため、ＰＳＣの実施を積極的に推進するとともに、ＰＳＣ実施体制のさらなる強化、整備を進める。 ４　船舶消防設備等の整備の指導 　船舶における火災の発生及び拡大を防止するために船舶の構造、設備、防火設備及び船舶に備える消防設備について指導及び取締りを行い海上火災の防止に努める。 　また、火気の取扱い等については、関係法令の適正な執行により海上火災の防止に努める。 ５　海上災害予防運動の実施 　海難防止運動の実施に併せ、主に港内就航船舶、カーフェリー、旅客船、油槽船、貨物船、漁船等を対象として、船舶消火設備及び火気管理状況の点検指導、船舶火災予防思想の高揚と防火上の注意の周知徹底、危険物荷役運搬船の事故防止対策の徹底及びこれらに関する広報活動、訓練等を通じ海上火災の防止に努める。 ６　岸壁関係者等への指導 (1) 岸壁管理者、所有者及び使用者等（以下「岸壁管理者等」という。）に対して船舶接岸中の火災を防止するため、必要な対策及び設備機材の設置又は改良の指導を行う。 (2) 港内工事作業責任者に対して、港湾工事に伴う海上災害の発生防止に必要な対策の指導を行う。 ７　海上防災訓練の実施 　毎年１回以上、タンカー及び油槽所等の事故による火災等を想定した海上防災訓練を実施する。 ８　捜索、救助・救急、消火活動体制の整備

	捜索、救助・救急活動を実施するため、船艇、航空機及び潜水器材等を活用した捜索、救急救助用資機材の整備に努める。また、救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。 大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努める。 また、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努める。 9　二次災害の防止活動体制の整備 海上保安部（港長）は航行制限、航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに、船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図る。 １０　海上交通環境の整備 海上保安部（港長）は航路標識の整備を行う。
消防本部	ふ頭又は岸壁に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶は、消防法の適用を受けることから、消防本部は海上火災の未然防止、被害の軽減を図るため必要な対策の推進を図る。 1　ふ頭施設等における火災予防に万全を期するため、消防水利、消防施設等の設置及び係留船のうち危険物等を積載する船舶に対して必要な指導を行う。 2　海上火災発生時の消火活動に必要な化学消防車、消火薬剤等の特殊装備の充実を図る。 3　係留、入渠中の船舶火災における消防活動を円滑に実施するため、次の事項について必要な措置を講ずる。 (1) 係留、入渠、錨地等の実態把握 管轄内における船舶の係留施設等について実態を調査するとともに、当該場所で火災が発生したときの接近、進入の方法、消防車両等の通行可能経路等を事前に把握する。 (2) 入港、入渠する船舶の種類、規模、積荷等の事前把握 管轄内の係留施設及び係留される船舶の実態を調査するとともに、当該船舶の特性等を把握する。 (3) 通報・連絡体制の確立 港に出入りする船舶の動静等、消防活動に必要な情報の把握、及び火災等発生時の通報・連絡の円滑化を図るため、通報連絡手段の確保並びに体制の確立を図る。 (4) 情報収集体制の整備 海上火災の消防活動は、被災船の災害状況からその活動方針を決定することになることから、的確で正確な情報を得るための情報収集体制の確立を図る。 また、火災の特殊性に鑑み船舶火災時における情報収集内容及び整理様式等についてもあらかじめ定める。 収集する主な事項としては以下のものが考えられる。 ア　発災日時 イ　被災船の状況 (ｱ) 場所：航行位置、係留、入渠等の場所 (ｲ) 船名・船籍 (ｳ) 船舶の種類：船舶の用途、構造、総トン数、特徴等 (ｴ) 出火場所：倉庫、甲板、機関室 (ｵ) 燃焼物 (ｶ) 現場の気象：風向、天候、波浪、うねり等 ウ　要救助者の状況 (ｱ) 乗客、乗員の人数 (ｲ) 要救助者及び負傷者の有無とその状況 エ　その他 (ｱ) 積載物の種別、形態、危険物の有無 (ｲ) 二次災害の危険性の有無 (ｳ) 火災の対応（単独、応援者等） (ｴ) 船主、荷主会社、代理店等 (5) 消防訓練 海上火災の特殊性を踏まえた消防訓練（陸上部・海上部・船舶上）を、

	関係者と協力して実施する。 (6) 応援体制の整備 海上災害に関係する機関（海上保安部・署）及び事業所並びに他市町等との間の応援体制の充実強化を図っていく。
県・市（港湾・漁港等管理者）	港湾区域内、漁港区域内等において災害防止を図るため次の対策を推進する。 1　港湾・漁港施設の適切な維持管理を図り、災害の未然防止に努める。 2　消火、救難、警備及び避難誘導に必要な設備・資機材及び、危険物等の大量流出に備えた防除資機材の整備に努める。 3　関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握しておく。 4　重要な所管施設の構造図等の資料を整理しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。 5　海上災害発生時における応急活動体制の整備を図る。
警察	捜索活動を実施するための船舶、航空機等の整備に努める。
事業所	荷受人、荷送人等の事業者は、係留中の船舶等による災害発生防止のため以下の措置を講ずる。 1　係留船舶の火災爆発防止 (1) 危険物積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指導・監督のもとに安全管理体制を整備するとともに、荷役基準を定め災害発生の防止に努める。 (2) 二次災害発生の防止のため、タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに監視体制を強化し、油流出の防止に努める。 (3) 危険物を積載した巨大船の着桟に際しては警戒船を配備し、近接する船舶の監視を行う。 2　通報連絡体制の整備 災害発生時等における、関係機関（海上保安部（港長）、消防機関、港湾管理者等）への通報連絡体制の確立を図る。

■ ９－１－２　関係機関の実施する措置等（道路災害予防対策）

道路管理者	１　気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象台と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。 ２　道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。 ３　道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めるものとする。 ４　道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。 ５　収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとする。 ６　危険物等の流出時に的確な防除活動ができるよう、資機材の整備促進に努めるものとする。 ７　防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。 ８　円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めておくものとする。 ９　道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。 １０　災害発生の原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。 １１　一般県道・市町道・都市街路の整備は、国道や主要県道など幹線道路にくらべて立ち遅れているが、日常生活に密着した生活道路としての役割を重視して、その整備を進める必要がある。 　これからの道路交通網の整備は交通安全の立場から、たとえば、分離帯、自転車歩行者道、安全な歩道、沿道緑化など積極的に整備を推進する。 　また、昼間巡回、夜間巡回及び定期巡回の計画を立て、必要に応じて異常時巡回計画を立てるものとする。
気　象　台	気象台は、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。
警　　察	道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。
県及び国等	主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする

■ ９－１－３　関係機関の実施する措置等（鉄道交通災害予防対策）

鉄道事業者	１　踏切道における自動車との衝突、置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには、事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要があるため全国交通安全運動等の機会を捉えて、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行うよう努めるものとする。 ２　事故災害の発生に際して、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等の運行航管理体制の充実に努めるものとする。 ３　乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について、教育成果の向上を図るとともに、科学的な適性検査の実施に努めるものとする。 ４　土砂災害等からの鉄道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときには、当該線路の監視に努めるものとする。 ５　新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより、検査精度の向上を図るとともに、検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。また、鉄道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し、その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。 ６　事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。その際、電気通信事業者の協力を得るよう努めるものとする。 ７　事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携に努めるものとする。 ８　事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察機関、消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。 ９　円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。 １０　路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに線路防護施設の整備の促進に努めるものとする。 １１　列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備、自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。 １２　事故災害の発生後、その徹底的な原因追及を行うために必要となる事故災害発生直後の施設、車両その他の事項に関し、事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について、警察機関、消防機関等の協力を得て調査を進め、事実の整理を行うものとする。また、事故の再発防止に資するため、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。 １３　事故災害の原因が判明した場合には、施設の状況、列車の運転状況等の実情に応じて、その成果を速やかに、安全対策に反映させることにより、同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。 １４　鉄道は、増大する輸送需要に対処するため、輸送力の増強、施設の近代化及び輸送方式の改善などの整備を促進する。 (1)　新幹線を軸とした交通体系の整備を図る。 (2)　通勤通学輸送の強化をはかる。 (3)　貨物輸送の近代化をはかる。 (4)　地域社会との調和をはかる。
気　象　台	気象台は、鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。

	特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。 また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通にかける利活用の推進を図る。
県及び国等	主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。 また、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

■ ９－１－４　航空機事故等発生時の応急活動体制

災害事象	県の実施体制	実施する応急対策の概要及び実施機関等
山口宇部空港就航機が途中で遭難又は行方不明になった場合（県域外）	第１非常体制 (1) 土木建築部内に次の課で構成する「航空機遭難救助連絡本部」を設置する。 (2) 構成課及び出先機関 ア　港湾課 イ　監理課 ウ　防災危機管理課 エ　消防保安課 オ　交通政策課 カ　広報広聴課 キ　出先機関 ・山口宇部空港事務所 ・宇部県民局	遭難の事実確認、遭難場所、乗客の安否等の情報収集活動を主体とする体制で、関係機関、航空会社、墜落現地等から得た情報を県に連絡するとともに、県民に対し安否情報等の広報を実施する。 《応急対策活動の概要等》 (1) 情報収集活動 ア　捜索救難調整本部、大阪航空局関西航空事務所との間の連絡調整 イ　消防庁を通じての情報収集 ウ　警察庁を通じての情報収集 エ　その他自衛隊、海上保安部等を通じての情報収集 オ　航空会社を通じての情報収集 (2) 利用客、家族等への広報活動 ア　遭難者数及び住所、氏名 イ　遭難発生（見込み）場所情報 ウ　航空会社、国、県等の対応状況 エ　事故後の運航状況 オ　住民等への協力依頼 カ　その他必要事項
県域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は墜落等の事故が発生した場合	第３非常体制 (1) 知事は直ちに次の部からなる「災害対策本部」を設置するとともに現地に「現地災害対策本部」を設置する。 (2) 構成対策部 ア　総務部 ア　総合政策部 イ　東京連絡部 エ　災害救助部 オ　観光スポーツ文化対策部 カ　土木建築対策部 キ　公安部 ク　災害の規模によってはその他の部の設置もある。 (3) 災害応急活動を円滑に実施する上で関係機関の調整が必要になったときは、現地災害対策本部内に応急対策機関の長を構成員とする「災害対策総合連絡本部」を設置する。（災害対策本部、現地災害対策本部及び災害対策総合連絡本部の設置及び運営等については共通編第３編第１章「応急活動体制の確立」に定めるところによる。）	県域内で旅客航空機の遭難、行方不明又は墜落等の事故が発生した場合で、県が防災関係機関と協力し、全力を上げて人命の救助及び消火活動等に取り組む。 なお、関係機関が到着するまでの応急対策は、現地関係機関が実施することになる。 《応急対策活動の概要等》 発災現地の市町･消防機関、警察、海上保安部・署等防災関係機関及び県等は、前記に準じ応急対策活動を実施する。

（注）　山口宇部空港内又は周辺地域において航空機事故が発生した場合は省略

●災害情報の収集・伝達

■ ９－２－１　海上災害時における一般的な通報連絡体制図

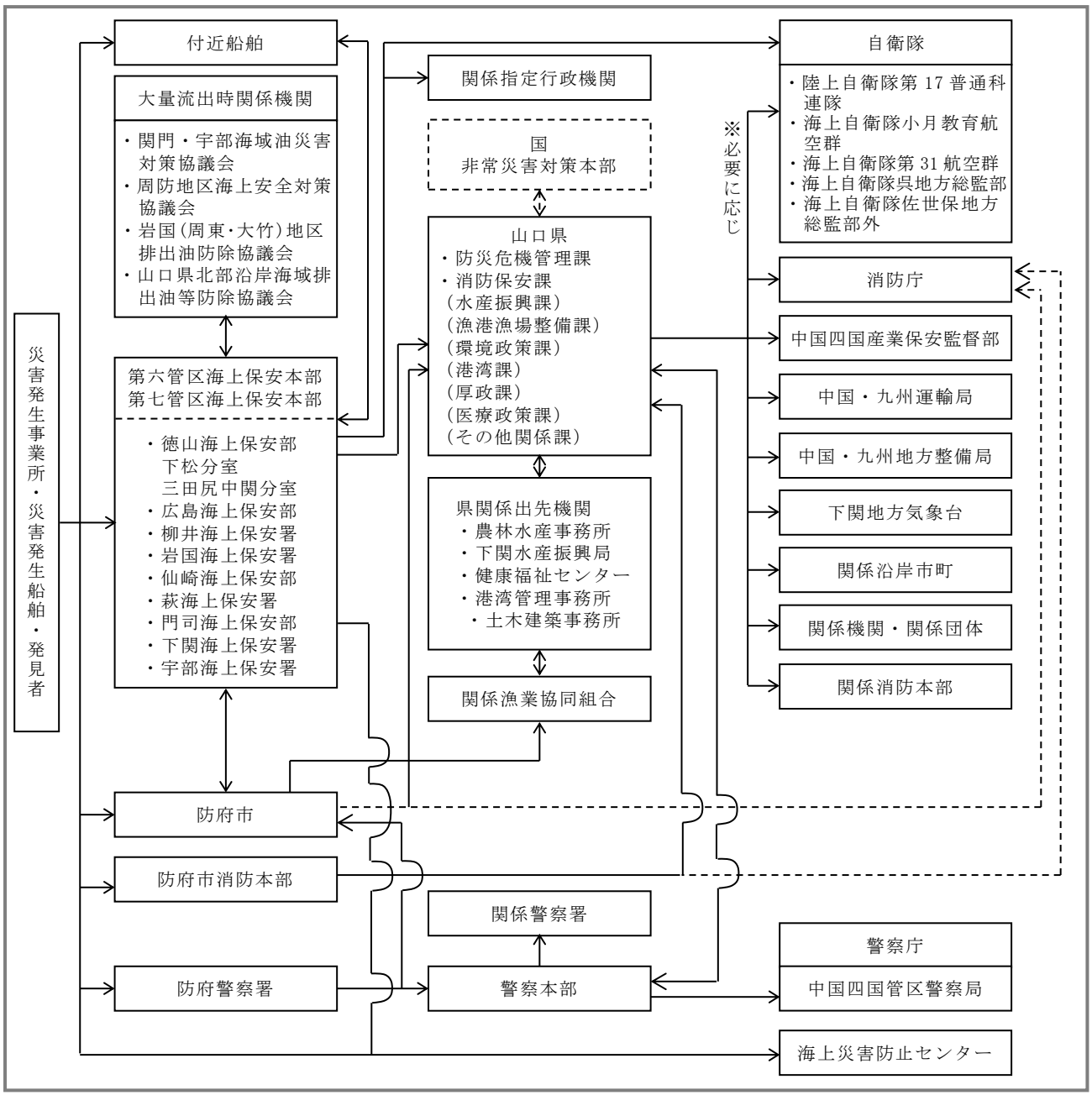

■ ９－２－２　関係機関に対する通報連絡系統

災害が発生し又は発生のおそれがある場合で、関係機関の協力を要するときは速やかに次の連絡系統により通報連絡する。

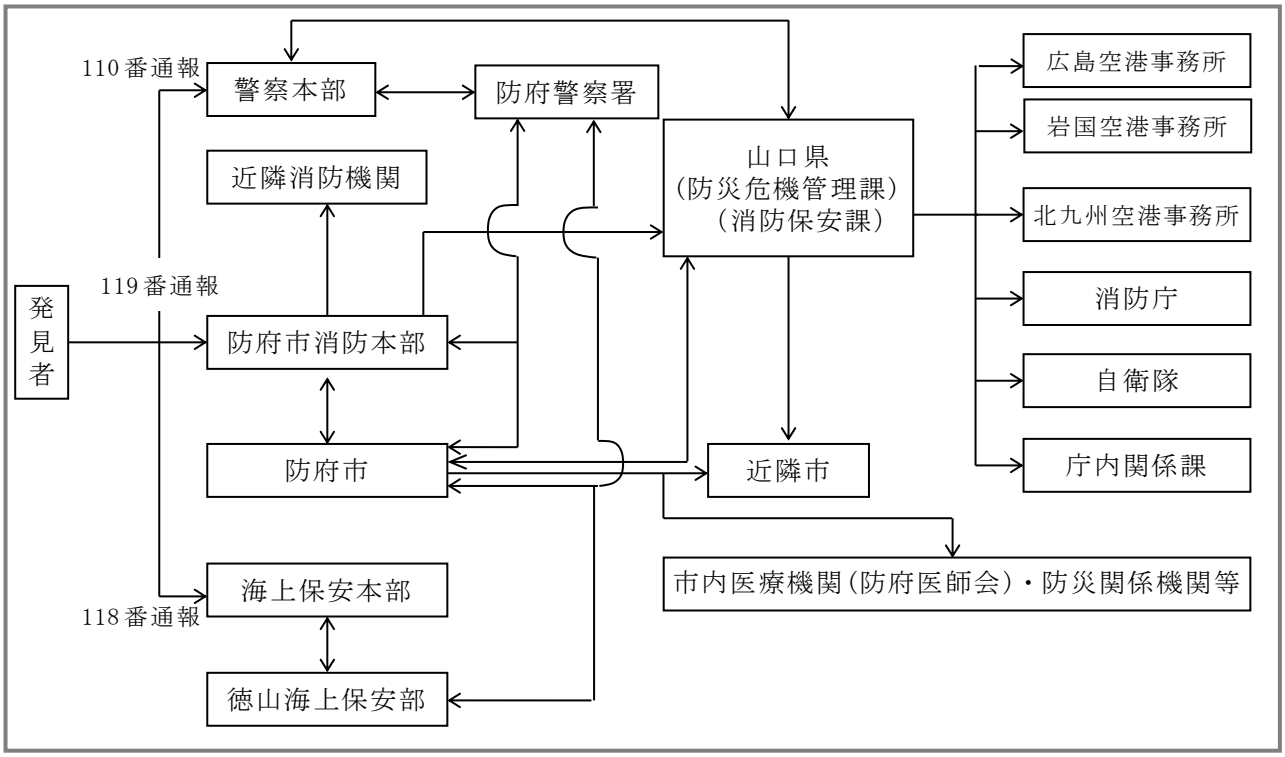

情報の伝達は、上記に定める系統によるが、各関係機関はそれぞれ他の関係機関、団体、地域住民等に対して必要な情報を伝達する。

■ ９－２－３　大規模航空機事故等発生した場合における災害情報の伝達

大阪府航空局 岩国空港事務所長 ・ 山口宇部空港 事務所長	(1) 発見者、航空会社、関係機関等から事故 等の通報を受けた場合は、直ちに県港湾課及び関係機関に通報する。 (2) 山口宇部空港事務所長は、発災初期の情報収集伝達に当たっては、災害の規模により必要に応じて、宇部地域行政連絡協議会（宇部県民局）に職員の応援を要請し、必要な体制を確立する。 (3) 事故等発生時の県への報告は、次の事項について電話、防災無線その他最も迅速な手段で行う。 ア　日時、場所、状況 イ　事故機の国籍、登録番号、形式、所属 ウ　便名、出発地及び目的地 エ　機長の氏名及び旅客数 オ　事故の概要 カ　その他判明している事項 なお、第２報以降の報告は下記の市・消防本部が行う報告要領(1)(2)に準じて必要な報告を行う。
市・消防本部	(1) 発見者、関係機関等から通報を受けた場合は、直ちに資料編９－２－２「関係機関に対する通報連絡系統」に定める通報連絡系統により県（防災危機管理課（消防保安課））、近隣市（近隣消防本部）、地元医療機関等の防災関係機関に通報する。 (2) 情報収集伝達体制は、職員、消防団等の協力を得て必要な体制を確立する。 (3) 県への通報は国が定めている「火災・災害等即報要領」の様式により行うことになる。以下取扱いを順に示す。 ア　事故発生等の通報、情報を得た場合は、直ちに電話、無線等で発生場所、覚知時間、市の対応等を報告する。 イ　事故発生当初の段階で十分な被害状況の把握ができていない場合は、「災害概況即報」により把握した情報を順次報告する。 ウ　被害状況がある程度把握され、また応急活動の概況も把握されだした段階からは、「火災即報」又は「救急・救助事故即報」により報告する。
県	(1) 港湾課は、山口宇部空港事務所長から災害発生の通報を受けたときは、直ちに関係各課に連絡する。 この場合において、港湾課は必要に応じて情報収集要員を山口宇部空港に派遣し、必要な情報の収集にあたる。 (2) 関係各課は、応急活動を実施するために必要な関係機関、団体等に対して通報連絡する。 (3) 防災危機管理課（消防保安課）は、市町、港湾課、関係機関等からの通報連絡を整理し、様式により国（消防庁）に通報するとともに、警察本部、自衛隊、海上保安部、県内消防機関、隣接県等に連絡する。 (4) 山口宇部空港及び周辺地域以外における航空機事故等発生の情報を入手した場合は、消防防災ヘリコプターによる捜索を行い、必要に応じ警察航空隊、自衛隊に対して直ちに航空機による捜索の要請を行い、必要な情報の把握に努める。
防府警察署	(1) 発見者からの通報、中国四国管区警察局、関係機関等から事故発生の情報を入手したときは直ちに県等関係機関に連絡する。 (2) 航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、警察航空隊のヘリコプターにより捜索を行い、必要な情報の把握に努める。
徳山海上保安部	(1) 発見者からの通報、又は海上保安庁、関係機関等から事故発生の情報を入手したときは直ちに県等関係機関に連絡する。 (2) 航空機事故発生又は遭難・行方不明の情報を得た場合は、巡視船艇及び航空機により捜索を行い、必要な情報の把握に努める。

●条例等

■ ９－３－１　周防地区海上安全対策協議会会則

（名称）

第１条　本会は、周防地区海上安全対策協議会と称する。

（目的）

第２条　本会は、周防地区（徳山海上保安部管轄区域の地先海域をいう。）及びその周辺海域における海難の防止を図るとともに、大量の油又は有害液体物質（以下「油等」という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議することを目的とする。

２　本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 43 条の６第１項の協議会として活動する。

（排出油防除計画に係る意見の提出）

第３条　本会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の６第２項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、瀬戸内海中部海域に係る同法律第 43 条の５第１項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

（業務）

第４条　本会は、第２条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1) 海難防止に関すること。

(2) 航路標識の整備促進に関すること。

(3) 排出油等の防除活動に関すること。

(4) 研修・訓練に関すること。

(5) その他必要な事項。

（構成）

第５条　本会は、周防地区において海難の防止及び排出油等の防除活動に関係する官公庁、会社及び団体（以下「会員機関」という。）をもって構成する。

（部会）

第６条　本会の目的を達成するため、次の部会を置く。

海難防止対策部会

排出油等防除部会

２　部会の規約は別に定める。

（役員）

第７条　本会に次の役員を置く。

会	長	１名
部	会 長	２名
幹	事	若干

２　会長は、徳山海上保安部長とする。

３　会長を除く役員の任期は２年とする。

４　会長は、本会を代表し、会務を総理する。

５　部会長は、各部会を代表し、その調整に当たる。

６　幹事は、会長及び部会長を補佐する。

（会議）

第８条　本会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

第９条　会議は、次の事項を審議する。

(1) 総会

イ　業務の企画に関すること。

ロ　会則の改正に関すること。

ハ　役員の選出に関すること。

ニ　その他会長が必要と認める事項。

(2) 役員会

イ　総会に付議する事項に関すること。

ロ　その他部会長が必要と認める事項。

(3) 部会

別に定める規約による。

第 10 条　総会は、毎年１回会長がこれを招集する。

第 11 条　役員会は、会長が必要と認めたとき、これを招集する。

第 12 条　部会は、会長又は部会長が必要と認めたとき、これを招集する。

第 13 条　総会及び役員会の議長は、会長とする。

２　部会の議長は、部会長とする。

第 14 条　会員機関は、会長に対し会議の招集を求めることができる。

第 15 条　緊急に処理を必要とする事項については、役員会又は部会の決議をもって、総会の決議に代えることができる。

（経費）

第 16 条　本会の運営に必要な経費は､原則として公益財団法人海上保安協会徳山支部の助成による。

２　特に経費が必要なときは、その調達の方法を役員会において決定する。

（その他）

第 17 条　本会の事務は、徳山海上保安部において行う。

附則１　この会則は、昭和 63 年６月１日から施行する。

２　周南地区外国船舶安全対策連絡協議会会則（昭和 58 年１月)、周南地区大量流出油災害対策協議会会則（昭和 49 年 12 月）及び徳山港船舶災害防止対策協議会会則（昭和 40 年６月）は、昭和 63 年６月１日をもって廃止する。

３　平成８年５月 16 日一部改正

４　平成 10 年５月 22 日一部改正

５　平成 17 年５月 20 日一部改正

６　平成 20 年５月 27 日一部改正

７　令和３年６月 28 日一部改正

■ ９－３－２　防府飛行場周辺航空事故連絡協議会会則

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は、防府飛行場周辺（防府飛行場を中心とした半径９kmの圏内）において、自衛隊機による航空事故及び航空事故に伴う災害が発生した場合の応急活動等を適切、かつ迅速に実施するため、関係機関が連絡調整体制整備について協議するとともに、緊密化を図ることを目的とする。

（名称）

第２条　本会の名称を、「防府飛行場周辺航空事故連絡協議会」とする。

（機能）

第３条　本会は、次の事項について協議を行う。

(1) 連絡調整体制の整備に関すること

(2) 「防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱」の策定

第２章　委員

（委員）

第４条　本会は、別表に掲げる関係機関を代表する委員（１名）をもって構成する。

（幹事）

第５条　本会に幹事を置く。

２　幹事は、航空自衛隊の担当とする。

３　幹事は、会運営の全般事項を実施する

(1) 会運営に関する連絡、調整及び計画

(2) 庶務全般

第３章　会議

（会議）

第６条　会議は、関係機関から要請があった場合又は、必要に応じて随時開催する。

（会議の議決）

第７条　会議は、委員の２／３の出席（代決委任者を含む。）で成立し、議事は、出席者全員の同意で議決する。ただし、関係機関全部の参画を必要としない特定の事項に関しては、その当該範囲の機関による別段の取扱いにゆだねるものとする。

２　会議の議決事項は、会議議事録として関係機関に書類配布するものとする。

第４章　その他

第８条　この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会議でこれを定めるものとする。

附則

この会則は、昭和54年３月23日から施行する。

附則

この会則は、平成９年６月４日から施行する。

附則

この会則は、平成14年８月６日から施行する。

別表（第４条関係）

関係機関一覧表

関係機関
山口県
山口県警察本部
防府警察署
徳山海上保安部
防府市
山口市
防府市消防本部
山口地域消防組合消防本部
航空自衛隊第12飛行教育団
陸上自衛隊第13飛行隊
航空自衛隊防府地方警務隊

■ ９−３−３　防府飛行場周辺航空事故に関する緊急措置要綱

防府飛行場周辺航空事故連絡協議会は、同会則第３条の規定に基づく緊急措置要綱を次のとおり定める。

第１章　総則

（目的）

第１条　この要綱は、防府飛行場の周辺において、自衛隊機の航空事故及び航空事故に伴う人身及び財産等の災害が発生した場合の連絡通報及び応急救助活動等の要領を定めることを目的とする。

第２章　連絡通報

（連絡通報先等）

第２条　事態発生時における関係機関相互の連絡調整を図るための連絡通報先は、別表第１のとおりとする。

２　関係機関は、連絡責任者を指定するとともに、別紙第１の内容に変更があった場合、防府飛行場周辺航空事故連絡協議会幹事（航空自衛隊第12飛行教育団）に通知するものとする。

３　防府飛行場周辺航空事故連絡協議会幹事は、前項の通知があった場合、各関係機関に通知する。

（連絡通報）

第３条　航空事故及び航空事故に伴う災害の発生を知った関係機関は、別図による連絡系統（基準）により連絡通報するものとする。

（通報の内容）

第４条　前条の通報を行う場合は、その内容の標準は、別紙様式による。

（現場連絡所の設置）

第５条　関係機関は、協議のうえ、必要に応じ事故現場における応急活動等を調整するため、災害現場に現場連絡所を設置するものとする。

２　前項の関係機関は、現場連絡所の確保又は提供に協力するものとする。

３　第１項の関係機関は、必要な連絡員を派遣し緊密な連絡調整に努めるものとする。

第３章　応急救急活動等

（応急活動の分担区分）

第６条　関係機関の任務権限に応じた応急救急活動の分担区分は、原則として別表第２に掲げるとおりとする。

第４章　雑則

（その他）

第７条　本要綱に定める以外の事項及び本要綱によりがたい事項に関しては、その都度関係機関の調整により処理するものとする。

附則

この要綱は、昭和54年４月１日施行する。

附則

この要綱は、平成９年６月４日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年８月６日から施行する。

別表第１（第２条関係）

連　絡　通　報　先

機　関　名	勤務時間内		勤務時間外	
	連絡責任者	電話番号	連絡責任者	電話番号
航空自衛隊 第12飛行教育団	司令部教育部 計画班長	0835-22-1950 （内線231）	基地当直幹部	0835-22-1950 （内線225,226）
陸上自衛隊 第13飛行隊	連絡訓練幹部	0835-22-1950 （内線574,584）	第13飛行隊当直	0835-22-1950 （内線387）
航空自衛隊 防府地方警務隊	警務隊長	0835-22-1950 （内線409）	当直警務官	0835-22-1950 （内線409）
山口県	防災危機管理課長	083-933-2370	連絡員室	083-933-2390
山口県警察本部	警備課長	083-933-0110	当直長	083-933-0110
防府警察署	警備課長	0835-25-0110	当直主任	0835-25-0110
徳山海上保安部	警備救難課長	0834-31-0110	警備救難当直	0834-31-0110
防府市	防災危機管理課長	0835-25-2115	宿日直者	0835-23-2111
山口市	防災危機管理課長	083-934-2723	宿日直者	083-922-4111
防府市消防本部	警防課長	0835-23-9918	通信係長	0835-24-0119
山口市消防本部	警防課長	083-932-2602	通信指令課	083-932-2603

別表第２（第６条関係）

分　担　区　分

関係機関 / 活動等	県	市・町	消防	警察	海保	自衛隊	摘　要
救助救急活動等		○	◎	◎	◎	○	１　◎印は主務機関を示す ２　○印は協力機関を示す
消火活動等			◎		◎	○	
立入制限			○	◎	◎	○	
現場保存				◎	◎	○	
現場交通整理				◎	◎	○	
財産保護・整備				◎	◎	○	

注１　海上保安庁は、海上における活動に限る。
　２　本要綱適用以降における諸活動については、関係機関相互の間の協議により分担区分を取り決めて実施する。

（別紙様式）

航空事故等発生通報記録表

（整理番号　No.　　）
発信、受信年月日：平成　　年　　月　　日　　時　　分
発信者官職、氏名：
受信者官職、氏名：

事故発生状況	1	事故の種類	墜落、不時着、落下物等
	2	事故発生の日時	
	3	事故発生の場所	
	4	航空機の種別	大型機、小型機、ヘリコプター等
	5	乗員数	名
	6	危険物搭載の有無	
災害発生状況	7	災害の概要	
	8	現場の状況	地　理： 道　路： その他：
	9	人身の被害状況	氏名　性別　年齢　負傷の程度　住所（TEL） 1　／　／　／　／ 2　／　／　／　／ 3　／　／　／　／ 4　／　／　／　／ 5　／　／　／　／
	10	財産等の被害状況	家　屋： 田　畑： その他：
	11	負傷者の救急活動	病院名　死亡　重傷　軽傷　不明 1　／　名　名　名　名 2　／　名　名　名　名 3　／　名　名　名　名
	12	消火活動	
その他	13		

別　図（第３条関係）

連　絡　通　報　系　統　図

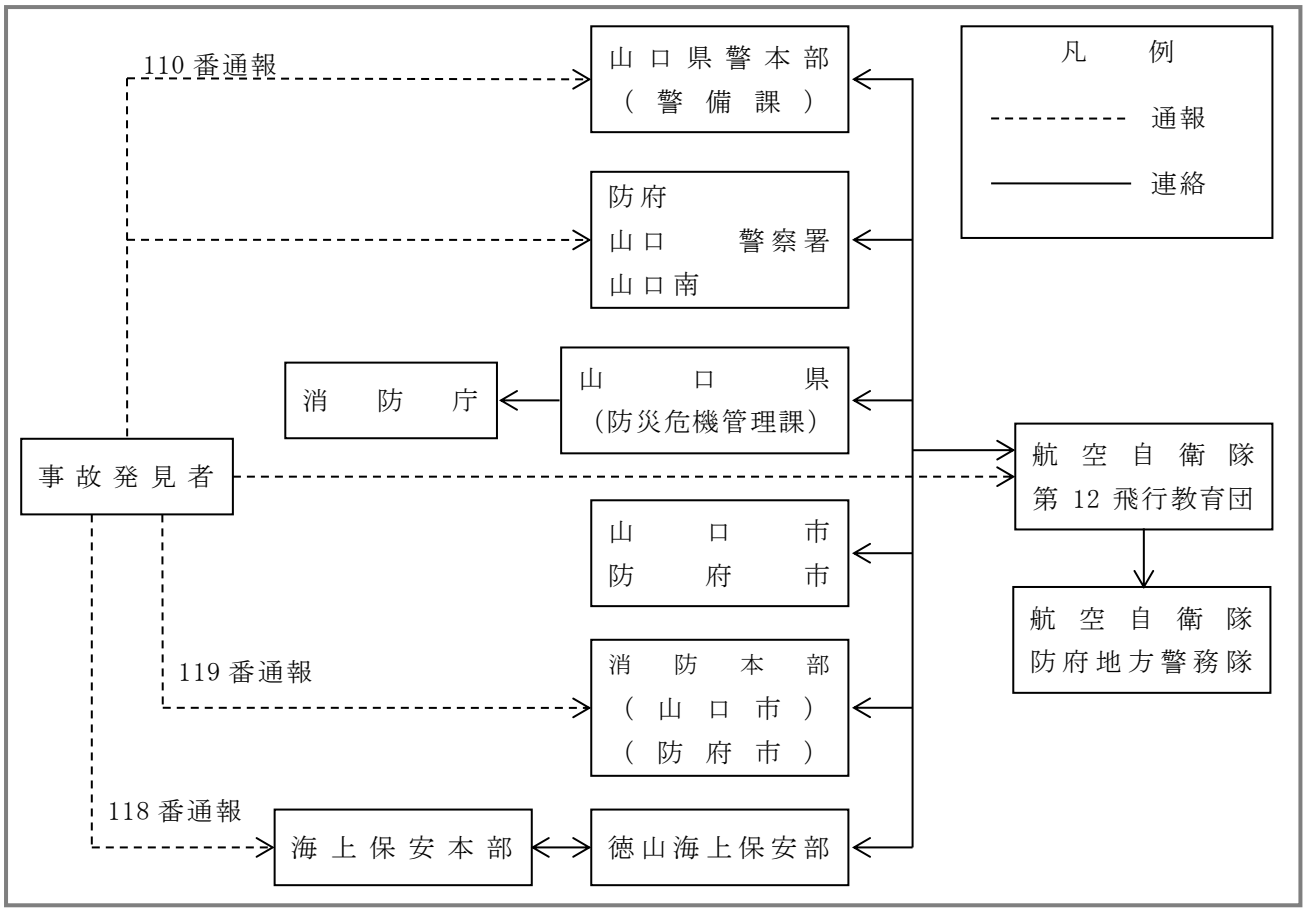

第10　産業災害対策

●災害対策

■ 10-１-１　平常時及び災害時の連携体制(企業内災害)

平常時における連携体制の整備	1　組織の整備 関係企業は、保安防災協議会を設置し、次の事項の連絡協議を行う。 (1) 化学工場地域の保安に関する自主基準の検討 (2) 地域内の設備配置の適正化に関する事項 (3) 保安技術の共同研究 (4) 地域内の保安管理体制の整備に関する事項 (5) 地域内の災害を防止するための相互援助に関する事項 (6) 保安教育に関する共通事項 (7) その他化学工場地域の保安に関する必要事項 (8) 化学工場地域の災害事故を想定した共同防災訓練を１年に１回以上実施する。 2　平常時における連絡協調 関係企業は、災害時における相互応援の円滑なる実施に資するため、次の事項に留意して保安上必要があると認められる場合、相互に通報、連絡するなど平常から連絡協調に努める。 (1) 相互通報に関する事項 ア　導配管による輸送時 イ　導配管輸送物質の成分、圧力、流量等に変動が生じた場合及びそのおそれのある場合 ウ　隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある多量の可燃性ガス等を放出する場合 エ　ばい煙、ばいじん等を異常に発生させるおそれのある場合 オ　異常騒音の発生が予想される場合 カ　隣接事業所に影響を及ぼすおそれのある火災、爆発等の事故が発生した場合 キ　装置の稼動を停止又は再開することにより、関連事業所へ影響を与える可能性のある場合 ク　油の流出等平常時と異なり、保安上連絡を要すると考えられる場合 (2) 設備配置の相互把握事項 隣接する事業所との間で、次の事項を記入した設備配置図等の必要な資料を相互に交換する。 交換した配置図に変更があった場合は変更後すみやかに修正図を交換する。 ア　高圧ガス設備（貯槽を含む）を設置している区域 イ　危険物製造所等の設置されている区域 ウ　ア及びイに掲げるもの以外の可燃性及び毒性のガス及び液体並びにその他危険性物質を貯蔵する区域 エ　ベントスタック、充てん設備、その他可燃性ガス又は毒性ガスが放出されるおそれのある設備を設置している区域と放出ガスの名称 オ　火気を使用する設備の位置 カ　保安施設の位置 キ　屋外消火栓、貯水槽、非常用通用門、障壁等の位置 ク　その他危険施設又は保安施設で必要と思われるものの位置 (3) 相互了解に関する事項 関係企業は、おおむね次の事項について保安上必要がある場合、隣接事業所に連絡し、了解を得る。 ア　貯蔵能力10,000m^{3}以上(液化ガスにあっては100ｔ以上)の高圧ガス貯槽を当該事業所の境界線から100m未満の位置に設置する場合 イ　貯蔵能力10,000kl以上の可燃性液体貯槽を当該事業所の境界線から100m未満の位置に設置する場合

	ウ　毒性ガスの製造設備を当該事業所の境界線から100ｍ未満の位置に設置する場合 エ　可燃性のガス又は酸素の製造設備を当該事業所の境界線から50ｍ未満の位置に設置する場合 オ　前各号に掲げる設備以外の設備を当該事業所の境界線から20ｍ未満の位置に設置する場合 カ　他事業所又は他事業所の導管に近接した導管の設置、撤去、修理等を行う場合 キ　導管を設置する場合 ク　他事業所又は他事業所の導管に近接した導管の設置、撤去、修理等を行う場合 ケ　導管を設置する場合 コ　フレアースタックを設置する場合 サ　その他必要な事項 (4) 資料等の相互交換に関する事項
災害時における相互応援体制の整備	関係企業は、災害時において必要に応じ相互に応援する。この場合相互応援措置の円滑なる実施を図るため、あらかじめ次の事項につき応援協定の締結等を通じ、合意若しくは確認しておく。 1　組織及び編成 2　応援要請時の連絡方法及び連絡系統 3　被災事業所の要請による応援者の業務 (1) 応援消防隊の派遣その他消火に必要な設備、資材、人員の提供 (2) 非常線の監視、報道関係者の接遇、非常炊出その他被災事業所に対する側面的な援助及びそれに必要な資材、人員の提供 (3) 付近住民に対する広報、連絡、避難、誘導、救護 4　台風その他地域共通の災害事故の発生又は発生のおそれのある場合の共同防衛措置 5　応援時の指揮命令系統 6　被災事業所からの要請による応援消防隊の派遣 7　その他被災事業所からの要請による事項 8　消防署、警察、海上保安部等の公共機関への連絡及び応援要請 9　その他地域災害の防止に必要な措置

●危険物の取扱い

■ 10-２-１　危険物貯蔵タンクの所在状況（容量100キロリットル以上）

※不掲載

■ 10-２-２　給油取扱所所在状況

※不掲載

■ 10-２-３　ガス事業者

※不掲載

■ 10-２-４　放射性物質の所在状況

※不掲載

■ 10-２-５　火薬類販売業者

※不掲載

■ 10-２-６　火薬類取扱い規制実施責任者(知事・市長)

知　事　・　市　長　（　消　防　本　部　）　が　実　施　す　る　火　薬　類　取　扱　い　規　制
火薬類取締法 　第５条（販売営業許可） 　第８条（販売営業許可の取消） 　第11条（貯蔵の技術基準適合命令） 　第12条（火薬庫設置等許可） 　第14条（火薬庫構造等技術基準適合命令） 　第15条（火薬庫完成検査） 　第17条（火薬類譲渡・譲受許可） 　第24条（火薬類輸入許可） 　第25条（火薬類消費許可） 　第27条（火薬類廃棄許可） 　第29条（販売業者等の保安教育計画の許可・策定義務者指定） 　第34条（取扱保安責任者等解任命令） 　第35条（火薬庫保安検査） 　第35条の２（火薬庫定期自主検査立会） 　第36条（安定度試験実施命令） 　第43条（立入検査） 　第44条（販売営業許可の取消・販売事業停止の命令） 　上記に規定する知事の権限に属する事項のほか、火薬類取締法施行令第16条の規定により次に揚げる経済産業大臣の権限に属する事項も知事が行う。 １　火薬若しくは爆薬を製造する製造所であって、これを原料として信号焔管、信号火せん若しくは煙火のみを製造するもの又は産業、娯楽、スポーツ若しくは救命の用に供する火工品のみの製造所に関する法第３条（製造許可）、第８条（製造許可の取消）、第９条（製造施設等技術基準適合命令）、第10条（製造施設等変更許可）、第15条（完成検査）、第28条（危害予防規程の認可）、第29条（保安教育計画の認可）、第34条（製造保安責任者等解任命令）、第35条（保安検査）、第35条の２（定期自主検査立会）、第42条（報告の徴収）第44条（製造許可の取消・製造事業停止の命令）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項 ２　火薬庫に関する法第42条（報告の徴収）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項 ３　販売業者に関する法第42条（報告の徴収）、第44条（販売許可の取消・販売事業停止の命令）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項 ４　取扱保安責任者を選任しなければならない火薬類の大口消費者（法第30条第２項）に関する法第42条（報告の徴収）及び第45条（緊急措置等）に規定する経済産業大臣の権限に属する事項

■ 10-２-７　高圧ガス製造所一覧

※不掲載

■ 10-２-８　有害物質を取扱う施設を有する工場一覧

※不掲載

■ 10-２-９　毒物劇物製造所一覧

※不掲載